

フード連合 社会・産業政策



日本食品関連産業労働組合総連合会

2024年度（2024年8月更新）

目次

| | |
|-------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I. 産業政策 | |
| 1. 「食の安全・安心」に関する政策 | 4 |
| 2. 公正な取引関係の構築に向けた政策 | 9 |
| 3. 公平・公正な税制改革に向けた政策 | 12 |
| 4. 環境・食育政策 | 15 |
| 5. 食料安定供給に向けた政策 | 20 |
| 6. 食品物流に関する政策 | 23 |
| II. 社会政策 | |
| 1. 年金政策 | 26 |
| 2. 医療・介護政策 | 29 |
| 3. 子ども・子育て支援政策 | 32 |
| 4. ジェンダー平等で互いを認め合う社会の実現 | 34 |
| 5. 障がいを抱える労働者に関する政策 | 36 |
| 6. 外国人労働者に関する政策 | 38 |
| III. 業種別部会政策 | |
| 1. 食肉部会 | 40 |
| 2. 乳業部会 | 42 |
| 3. 水産冷食部会 | 44 |
| 4. 醤油味噌部会 | 46 |
| 5. 油脂調味料部会 | 48 |
| 6. 糖業部会 | 50 |
| 7. 製粉部会 | 52 |
| 8. パン部会 | 57 |
| 9. 菓子部会 | 59 |
| 10. 飲料ビール部会 | 61 |
| 11. 酒類部会 | 64 |
| 12. たばこ関連部会 | 67 |
| 13. 流通食品部会 | 68 |

はじめに

フード連合は、2002年の結成以降、食品関連産業の発展に向けて、労働組合の立場からの問題認識や課題解決に向けた取り組みを整理し、「食品産業政策」としてまとめてきました。2004年に初版を策定し、その後も適時改訂を行い、その時々々の情勢も踏まえた政策を確立するとともに、その実現に向けた運動を積極的に展開しています。

この「フード連合 社会・産業政策」の策定にあたっては、これまでの「2020年度版 フード連合 産業政策」を基本としつつ、主に以下の観点に重きを置き、中期的な将来を見据えて策定しました。

- ✓ 食品関連産業で働く労働者の立場・視点を持った政策であること
- ✓ 社会や消費者から信頼され、「食」を通じて健康で豊かな生活の実現に貢献できる政策であること
- ✓ 食品関連産業が健全で持続的かつ安定的に発展していくことを目指した政策であること
- ✓ 組合員にとってより身近な「業種別部会の政策」を整理すること
- ✓ 「サプライチェーン全体の視点をもった政策」を検討すること

実現を目指すにあたっては、年度ごとに重点的に取り組む項目を定めるとともに、運動方針の期間に合わせた2年を目安に、本政策集に関わる取り組みについてPDCAサイクルを回し、適宜見直しを図っていくことが重要です。また、環境の変化が著しい中、随時現場からの声を聞き、その時々で取り組むべき政策の確立にも注力していきます。

本政策集で提起している内容は「連合の政策・制度要求と提言」への反映を図っていくとともに、政策顧問をはじめとした関係議員や所管する省庁、各種業界団体等と連携し、その実現に向けて組織一体となって積極的に取り組みます。

[食品関連産業の役割]

食品関連産業は国民の豊かな食生活の実現に重要な役割を担うとともに、地域経済の担い手としても重要な役割を担っています。また、食品の生産、流通、消費の各段階において品質と安全性を保ちつつ食品を安定的に供給する役割もあり、それらへの消費者からのニーズは年々高まりを見せています。

産業に与えられた役割を果たすべく、私たち食品関連産業に集う労働者は、いわゆる“エッセンシャルワーカー”としての自覚と責任を持ち、日々活動しています。

① 国民経済上重要な位置を占めている食品関連産業

■ 食品産業の就業者数の推移

単位：万人

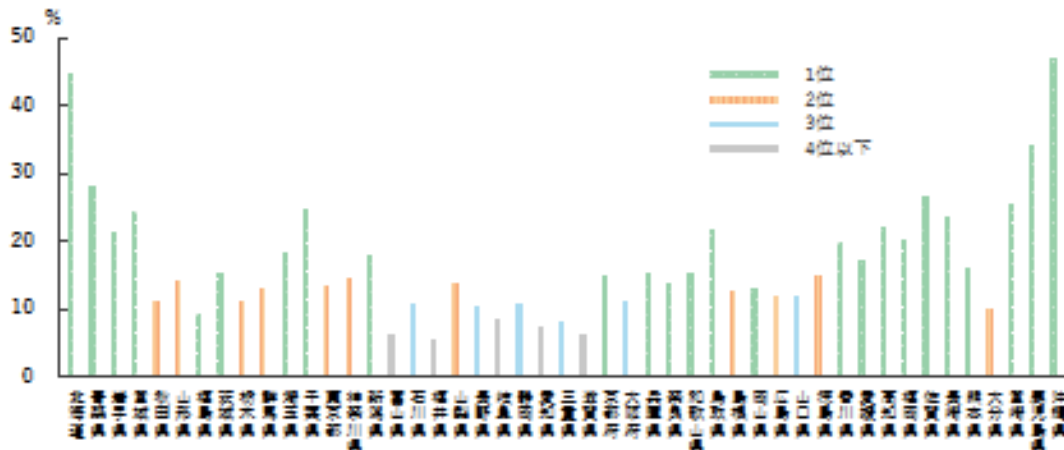
| | 平成 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和 元年 | 2年 | 3年 | 4年 |
|-----------------|-----------|------|------|------|----------|------|------|------|
| 就業者数合計 | 803 | 813 | 814 | 836 | 832 | 805 | 802 | 808 |
| 就業者総数に占める割合 (%) | 12.6 | 12.6 | 12.5 | 12.5 | 12.4 | 12.1 | 12.0 | 12.0 |

資料：労働力調査（総務省）、国勢調査（総務省）を基に農林水産省作成

引用：令和4年度(2022年度) 食料・農業・農村 白書

② 地域の雇用において重要な役割を果たす食品関連産業

■ 全製造業の従業者数に占める食品製造業の従業者数の割合と順位



資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」を基に農林水産省作成

注：1) 産業別集計(製造業)「地産調」のうち、従業者4人以上の事業所に関する統計値の数値

2) 食料品製造業には、飲料・たばこ・飼料製造業を含まない。

引用：令和4年度(2022年度) 食料・農業・農村 白書

[食品関連産業を取り巻く環境]

食品関連産業は、人口減少と超少子高齢化が進む中であっても、国内最終消費額は 80 兆円前後と高い水準で推移しており、国民の生活に不可欠であることを示しています。他方、国連・持続可能な開発目標(SDGs)の達成に関する社会的な要請が強まっていることも背景に、食品ロスや海洋プラスチック等の問題への意識が高まり、削減目標の設定や商慣習の見直し等の取り組みが求められています。

世界に目を向けると、人口増加や地球温暖化などによる不安定な食糧需給に直面しています。国連食糧農業機関(FAO)は、2018 年の世界の飢餓人口が 8 億 2160 万人と発表しましたが、世界的な食糧需給は自然災害(水害・熱波・干ばつ等)や政情不安などによりますます逼迫感が増してきており、食料不安は高まっています。

IoT や人工知能をはじめとした技術革新は食品関連産業にも波及し、さらには農林水産物・食品の競争力や安全性強化、食品表示問題などが議論されています。加えて、グローバル化が進む中において、TPP や日・EU 経済連携協定、RCEP などの経済連携協定が締結されました。それにより、さらなる輸入食品との競争激化・国内市場の縮小に備え、大手企業を中心に積極的な海外進出・M&Aとそれを支える国内事業の再編が今後も進むと見られます。

国内外の環境が大きく変化している中、食品関連産業が健全でかつ持続的に発展し、国民の豊かな生活と健康に貢献していくためには、食の安全・安心の確保から始まる本政策の実現は極めて重要であると考えています。

① 食品関連産業の国内最終消費額

飲食料の最終消費額の推移 ※令和 4 年度データに更新

単位：10億円

| | 昭和60年 | 平成2年 | 7年 | 12年 | 17年 | 23年 | 27年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 最終消費額計 | 61,652 | 72,124 | 82,455 | 80,611 | 78,374 | 76,204 | 83,846 |
| 生鮮品等 | 15,452 | 16,977 | 16,480 | 14,095 | 13,584 | 12,675 | 14,141 |
| 加工品 | 28,387 | 33,786 | 39,213 | 39,668 | 39,142 | 38,408 | 42,346 |
| 外食 | 17,813 | 21,360 | 26,763 | 26,848 | 25,648 | 25,121 | 27,359 |

資料：農林水産省「平成27年（2015年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」

注：1 総務省等10府省庁「産業連関表」を基に農林水産省で推計。

2 旅館・ホテル、病院、学校給食等での食事は「外食」に計上するのではなく、使用された食材費を最終消費額として、それぞれ「生鮮品等」及び「加工品」に計上している。

3 加工食品のうち、精穀（精米・精麦等）、食肉（各種肉類）及び冷凍魚介類は加工度が低いため、最終消費においては「生鮮品等」として取り扱っている。

4 平成23年以前については、最新の「平成27年産業連関表」の概念等に合わせて再推計した値である。

引用：2020 年 食料・農業・農村白書(農林水産省)

I. 産業政策

1. 「食の安全・安心」に関する政策

食品関連産業の重要な使命は、消費者に安全で安心な「食料・食品」を届けることである。2000年代に食品に関する不祥事・事件・事故が多発して以来、企業は継続した品質管理体制、原因究明・危機管理体制の確立、情報公開など「食の安全・安心」の取り組みの強化を進めている。しかしながら、ひとたび事故が発生すれば企業の存亡にも関わることから、「食の安全・安心」への取り組みは、生活基盤である雇用にも関わる重要な課題であり続けている。私たち一人ひとりが、国民・消費者の健康を支えている食品関連産業で働いている自覚と責任をもって、フードチェーン全体で、「食の安全・安心」の確立に向けて継続して取り組むことが必要である。

提言 1：食品衛生法改正(HACCP の義務化)に伴う支援等

- ◇ 食品の衛生管理への HACCP の導入の義務化について、特に中小零細事業者の対応状況を注視し、必要に応じて財政面をはじめとした十分な支援を求めていく。
- ◇ 食品事故等が発生した際には、同種の食品事故の未然防止や、風評被害を防止する観点から、消費者に対する適切かつ正確な情報提供を徹底するように求めていく。

情勢・問題認識等

厚生労働省は 2016 年 12 月、食品衛生管理の基準である HACCP の導入をすべての食品事業者に義務づける方針を決定し、2019 年には、その方針に則り法改正がなされた。

法改正では、大手企業と中小企業とで基準を分け、中小企業には導入の猶予期間（2021 年 3 月より完全施行）、および基準についても業界団体等が作成する手引書に基づいた対応とすることとなった。

食品製造業者は中小零細事業者が多く、施設整備、人材配置が困難であることから、引き続きの柔軟な運用と、導入に向けた課題が発生した際の十分な支援が必要である。

提言 2：食品表示のあり方に関する検討

- ◇ 加工食品の原料原産地表示の義務化については、各企業の対応状況や消費者の認知・消費行動等への影響を踏まえ、消費者にとって真に必要な情報が提供可能な表示方法を検討することを求めていく。

情勢・問題認識等

消費者庁は、国内で製造される全ての加工食品について原料原産地表示を義務付けるよう食品表示基準を改正し、2017 年 9 月から新制度を開始した。そのなかで、「輸入または国産」といった表示のように例外的な取り決めも多いため、消費者にとって誤解や不信を招きかねない表示についてはその是非を検討する必要がある。

提言 3：遺伝子組み換え食品等に関する対応

- ◇ 遺伝子組み換え食品について、安全性審査を受けた表示ルールであることを前提として、消費者に対して情報提供、理解促進を図るとともに、安全性については、引き続き安全性審査の徹底、身体や環境への影響に関する研究の推進、流通管理の徹底を求めていく。
- ◇ 食品中の化学物質および微生物、ゲノム編集などに関する課題に関し、流通するにあたっての適切な規制値の設定ならびに適時その見直しを行うことを求めていくとともに、消費者に対して情報提供、理解促進を図ることを求めていく。

情勢・問題認識等

遺伝子組み換え食品については、人体への影響は未だ不明瞭な点が多く、安全性に関する懸念等が指摘されている。一方で、農作物の効率的な生産など食品産業における利点も期待されており、消費者に正確な情報を提供するとともに、適切な表示やその安全性確保について求められている。

ゲノム編集技術によって作られる食品については、「ゲノム編集技術応用食品および添加物の食品衛生上の取扱要領」が定められ、2019年10月から、「ゲノム編集でDNAに起こる変化は自然界や従来の品種改良でも起こりうる変化であり、安全性もそれらと同程度と考えられることから、厚生労働省の安全性審査を受けなくても届出をすれば流通が認められる」となったが、消費者に正確な情報の提供が求められている。

提言 4：食品添加物に関する安全・安心の確保に向けた取り組みの推進

- ◇ 食品添加物について、使用ルールの遵守、表示の徹底、適切な規制値の設定、摂取状況の調査、消費者に対する情報提供など、安全・安心の確保に向けた取り組みを引き続き推進することを求めていく。
- ◇ 食品に残留する農薬や農薬の植物代謝物および分解物について、ポジティブリスト制度の確実な実施を通じ、安全性の確保をはかることを求めていく。

情勢・問題認識等

食品添加物の表示については、「人工甘味料」、「合成保存料」等の用語が無添加表示のためだけに使用されていた実態を踏まえて、食品表示基準の一部改正によって、2020年7月から食品表示基準より「人工」、「合成」の用語が削除されることになった。

上記の食品表示基準の一部改正を受けて、消費者庁は、食品添加物の不使用表示に関して、消費者に誤認等を与えないように留意が必要な具体的事項をまとめ、「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」が2022年3月に策定された。

提言 5：経済連携協定の進展に伴う安全性確保体制の充実

- ◇ 経済連携協定(FTA/EPA など)における、輸入食品の安全確保については、わが国の食品衛生基準に基づく衛生対策と検疫等の検査体制の充実をはかるように求めていく。

情勢・問題認識等

2020年11月に合意・署名した地域的な包括的経済連携(RCEP)協定では、衛生植物検疫(SPS)措置について、WTOのSPS協定では義務化されていない通報内容の英語による提供と、30日以内の技術的協議の開催等を行うことが取り決められた。

輸入食品は、生産現場が海外であるために管理の状況が直接把握できないことから、輸入段階での監視を行うとともに、相手国政府との協議や現地調査を実施し、管理体制の不備などについて指摘・改善を行っていく必要がある。

提言 6：農業生産工程管理(GAP)の普及・活用への支援

- ◇ 食品の安全性を向上させるため、農業生産工程管理(GAP)の普及・活用にあたっては、経費を助成するなどの必要な支援を求めていく。

情勢・問題認識等

市場のグローバル化により、消費者に届くまでの食料供給の流れが複雑化・不透明化しており、消費者の食の安全・安心に対する不信感・不安感が増大している。

GAPは食品安全のみならず持続可能な農業を支える管理基準であり、食の安全・安心を高めることに寄与すると考えられる。一方で、「令和元年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査(農林水産省)」によると、GAPの認知度は21.4%にとどまっており、経費の助成等必要な支援を通じて、GAPの普及に努める必要がある。

提言 7：畜産物の安全確保の強化

- ◇ 畜産物の安全確保に関する調査・研究の深耕、および規制・流通管理を徹底するとともに、鳥インフルエンザや豚熱等の伝染病の拡大防止、並びに国内未発生のアフリカ豚熱等に対する侵入防止対策(水際対策)の強化を求めていく。

情勢・問題認識等

鳥インフルエンザや豚熱等の伝染病の拡大防止のため、大手企業を中心に衛生管理の強化が進んでいる。一方、中小規模事業者などにおいては不徹底であるとの指摘もなされていることから、運搬車両の消毒などを含め、徹底された行政による衛生管理指導の強化と行政間の連携が必要である。

アフリカ豚熱等対策については、家畜伝染病予防法が改正され、2020年7月から輸入検疫の強化、野生動物におけるまん延防止措置の法への位置づけ、予防的殺処分の対象疾病拡大などがなされたものの、引き続き水際対策の強化・徹底が必要である。

提言 8 : 公益通報者の保護(内部通報制度)の充実

- ◇ 公益通報者保護法の周知をはかるとともに、特に中小企業の内部通報制度の充実をはかることを求めていく。

情勢・問題認識等

「食の安全・安心」を実現するうえでは、まずは各現場で解決することが求められるが、職制を通じて解決されない状況である場合等は、外部機関への通報も重要な位置づけとなる。

そのうえで、「食の安全・安心」に向けて現場のチェック機能を強化するためには、食品偽装などの企業不祥事に関する通報を行った労働者を保護することが不可欠であると考えている。

2020年6月、事業主に公益通報に係る内部通報制度の整備(対応窓口の設置等)を義務付けること(従業員300人以下の中小企業については努力義務)、通報者の匿名性の確保の強化、保護対象(役員・退職者)の拡大などを主な内容とする「公益通報者保護法」の改正がなされたが、内部通報制度の整備が努力義務とされている従業員300人以下の中小企業に対しては、法令違反等の早期発見と未然防止のために、内部通報制度の充実を求める必要がある。

提言 9 : トレーサビリティの推進と拡大に関する慎重な検討

- ◇ トレーサビリティについては、安全性を確保するために、原料・原材料の出所や食品の製造元、販売先などの履歴を確認・保管することは重要であり、確立に向けて推進することを求めていく。
- ◇ 牛肉・米以外の原料・原材料のトレーサビリティの拡大にあたっては、実効性を考慮するなど慎重に検討することを求めていく。

情勢・問題認識等

2020年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、トレーサビリティの普及啓発について、「生産者における基礎トレーサビリティの取組率および流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上させるため、フードチェーンを通じた新たな推進方策を策定し、推進方策に基づいた食品関連事業者等への普及啓発を実施する。」としている。

食品事業者によるトレーサビリティの取り組みは様々であるため、適宜食品事業者の状況を把握し、そのうえで、その状況に応じて段階的に進めていくことが重要である。

提言 10：放射性物質による風評被害の防止

- ◇ 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された安全な食品に対する国内外における風評被害を防止し、輸入規制の緩和・撤廃の実現を含めた適切な取引環境を確保するとともに、その安全性について周知する等、消費拡大にむけた取り組みを推進するように求めていく。
- ◇ 食品中の放射性物質に関わる生産・出荷サイドの検査体制の充実と検査結果の公表などを正しく消費者に対して周知するとともに、検査機器などに係る負担に対して適切な支援を行うことを求めていく。

情勢・問題認識等

放射性物質の影響が懸念される地域で生産された「安全な食品」に対する風評被害は、今もなお継続している。国内においても、消費者の買い控えが発生し需要は低下している。海外に目を向けても、複数の国には輸入停止を含む規制が残されている現状がある。

提言 11：「リコール保険」に対する必要な支援

- ◇ 労働者の雇用を守り、安心して働くことのできる環境づくりの一環として、万が一食品事故が起きた場合のセーフティネットとして食品に関する「リコール保険」に対する必要な支援を求めていく。

情勢・問題認識等

「食の安全」に対する消費者意識の高まり等の中で、食品に関わるリコールが多く発生しており、2015年4月食品表示法の施行以降は、従来の異物混入によるリコールだけでなく、ラベル誤表記等の表示不適切によるリコールが増加している。

提言 12：「食品安全委員会」の機能の充実

- ◇ 食品の安全性を確保するために、科学的見地から食品のリスク評価を行う「食品安全委員会」の機能の充実・強化を求めていく。

情勢・問題認識等

食品安全委員会は2021年4月、2015年12月に公表した「健康食品」に関するメッセージの動画バージョンを動画配信サイト You Tube に公開した。2015年当時、効果を期待させる健康食品の広告が氾濫し、リスクに関する情報が消費者に届きにくい状況にあったことから、19項目のメッセージが作成された。動画バージョンは、これを再構成したもので、19項目のメッセージをQ&A形式で伝えている。

上記のような消費者に対する周知啓発をはじめ、「食品安全委員会」の機能の充実・強化を求めていくことが重要である。

2. 公正な取引関係の構築に向けた政策

食品製造業はフードチェーンの中では、中ほどに位置し、農畜水産業や流通業、外食産業、さらには消費者と密接につながっている。生活必需品である食品は、消費・価格ともに消費者の意向が反映されやすい傾向にあり、熾烈な価格競争が、流通業とそこに製品を納入する食品製造業、双方の働く者の労働条件に大きな影響を及ぼしている。

商取引における法整備については、この間の取り組みによって、不公正な取引実態を規制するため「大規模小売業告示」が施行(2005年11月)された。その後、優越的地位の濫用行為に対しても課徴金の対象とした改正独占禁止法が施行(2010年1月)され、優越的地位の濫用行為が規制されてきた。2021年以降、政府は取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるように取り組みを開始しており、そのなかで、農林水産省から食品製造業者・小売業者間の取引を幅広く対象とする「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」が新たに策定(2021年12月)された。

このように公正な取引慣行に実現に向けた取り組みが幅広く展開されているが、不公正な取引が行われている実態は多く存在しており、社会全体に公正取引の推進の風土が根付いているとは言い難い。

公正な取引慣行の実現に向けて、製造業者・納入業者自らも従来からの商慣行にとらわれず、公正に毅然とした態度で取り組む必要がある。また、引き続き、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するために、公正な取引慣行の確立・促進などの環境整備を推進する必要がある。

提言 1 : 「食」を適正な価格で評価する社会の実現

- ◇ 為替変動・原材料の高騰に伴うコスト上昇や食の安全を確保するための必要経費等を適切に食品価格に転嫁できる社会の実現に向け、関係省庁など各方面に理解を求めていく。

情勢・問題認識等

原材料の高騰などを背景とした製造コストの上昇を踏まえた食品価格への適切な価格転嫁については、消費者に向けた周知・理解促進も、重要な課題として取り組む必要がある。

食品価格について単に安価を追求するだけでなく、持続可能な食品提供を実現することが、消費者・生活者の「食の安全・安心」につながることに付いて、消費者教育に反映するとともに、企業や消費者の意識を醸成する啓発を行う必要がある。

提言 2：サプライチェーン全体の共存・共栄に向けた取り組みの推進

- ◇ 「パートナーシップ構築宣言」の普及・啓発や宣言内容の実効性確保を通じて、サプライチェーン全体の共存・共栄に向けた取り組みを推進することを求めていく。

情勢・問題認識等

2020年5月、国は、個別の企業が下請け取引の適正化やサプライチェーン全体での付加価値向上等に取り組むことを自主的に宣言する「パートナーシップ構築宣言」の枠組みを導入し、宣言状況を一覧できる仕組みを整備した。

「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現に向けて、「パートナーシップ構築宣言」の周知・啓発と、定期的な実効性検証と結果の反映を図る必要がある。

また、「私たちが優越的地位の濫用行為をはじめとした不公正な取引を実施する側にもなり得る」という認識のもと、不公正な取引をしない/させない社会の実現に向けて、「パートナーシップ構築宣言」について組織内に理解・浸透を図ることや労使協議の場で会社に確認・意見提起をしていくことが重要である。

提言 3：優越的地位の濫用行為の改善の取り組みの推進

- ◇ 「独占禁止法」や「大規模小売業告示」、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(ガイドライン)等の関連法制等について、その周知徹底を求めていく。
- ◇ 優越的地位の濫用等の行為に対する告発納入業者および告発者の保護の徹底を図るとともに、情報提供・申告等に対して報復を行った企業について、企業名の公表を含めた厳格な措置を求めていく。
- ◇ 公正取引委員会等の体制および権限の強化、調査・監視の強化、企業への周知・指導の強化等により法令遵守を求めていく。

情勢・問題認識等

公正取引委員会は、2018年1月に「大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書」を公表した。この調査結果を踏まえ、大規模小売業者と納入業者との取引の公正化を一層推進するため、優越的地位の濫用規制に関する業種別講習会をはじめとした周知活動を行っている。

公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為に厳正に対処するほか、濫用行為を未然に防止するために「優越的地位濫用事件タスクフォース」を審査局内に設置し、濫用行為につながるおそれがある行為に対しては、警告、注意を行っている。

提言 4 : 「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」に基づいた適正取引の推進

- ◇ 「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」について、その周知徹底を求めていく。
- ◇ 食品製造業者と小売業との取引の実態に即した必要性和有効性の高い記載内容となるよう更新を求めていく。

情勢・問題認識等

食品製造業者と小売業との取引関係において問題となり得る事例を提示し、できるだけわかりやすい形で下請法や独占禁止法の考え方を示すことにより、取引上の法令違反を未然防止することを目的として 2021 年 12 月に策定された「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」について、農林水産省を中心として周知・普及が図られている。

提言 5 : 「自主行動計画」の推進に向けた取り組み

- ◇ 業界全体での「付加価値向上」や「取引適正化」に向けて、各産業が取り組む行動をまとめた「自主行動計画」の定期的なフォローアップと、産業への適切な指導を求めていく。

情勢・問題認識等

中小企業庁は、各業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画の策定と着実な実行を要請している。これを受けて、日本スーパーマーケット協会、全国スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会など流通業界団体は、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定し、「食品関連団体の実施する取引慣行実態調査などの結果を積極的に活用すること等を通じ」て、適正取引の推進活動を後押しするとしている。

3. 公平・公正な税制改革に向けた政策

わが国の税制は、これまでの個人・法人所得課税の税率フラット化、資産課税の軽減などによって、本来持つべき財源調達機能や所得再分配機能が低下し、経済社会の構造変化への対応力が弱まっている。国においては税収が一般会計の6割程度にとどまり、社会保障費をはじめとする歳出増を賄うことができず、国・地方の債務残高を累積させている。

また、格差や貧困の固定化が社会の持続可能性に及ぼす影響が懸念される中、格差是正に資する税制の見直しも進んでいない。国民のライフスタイル、働き方、家族形態などに関する価値観の多様化、さらにはデジタル化による経済活動の変化を踏まえた課税の公平性や中立性の確保も課題である。

提言 1：給付付き税額控除の導入

- ◇ 消費税引き上げ時(2019年10月)に導入された軽減税率については、制度の効果の検証を行うとともに、これに替わる消費税の逆進性緩和策として、真に効果的・効率的な対策が必要となる低所得者に対する給付制度(給付付き税額控除)の導入を求めていく。
- ◇ 給付付き税額控除を導入するにあたっては、マイナンバー制度の活用による所得捕捉の徹底を求めていく。

情勢・問題認識等

消費税は、2019年10月に税率が引き上げられたが、低所得層に対する逆進性の問題がある。

また、消費税増税分を価格に転嫁することが難しく、小売業、消費者にとってコスト増となるケースも指摘されている。加えて、酒類・外食を除く飲食料品を対象とする軽減税率については、コンビニエンスストアでの飲食など利用目的によって税率が変わり、税率の線引きは複雑で、事業者の事務負担増加などの問題点が顕在化している。

格差是正や、税制全体で低所得層の負担を緩和する観点から「給付付き税額控除」の導入が必要である。また、導入にあたっては、不公平感の解消や不正受給防止の観点から、マイナンバー制度の活用により所得を正確に捕捉することが前提となる。

提言 2 : 公正な価格転嫁対策の強化(外税表示の原則化)

- ◇ 消費税の小売り段階での表示については外税方式を原則としたうえで、やむを得ず内税方式を採用する場合には、価格表示や領収書に税額を明記することを求めていく。
- ◇ 独占禁止法や下請法などに基づき、公正な価格転嫁対策を強化することを求めていく。

情勢・問題認識等

消費税の小売り段階での表示については、本体価格と消費税額を合算した「総額表示」が 2021 年 4 月から義務付けられることになった。消費税の総額表示義務は、「消費税相当額を含む支払総額」が一目で分かるようにするためのものであり、例えば、適切に表示された税込価格と併せて、税抜価格を表示するという対応も可能である。商品、サービス価格と税額を区別して表示をすることは、公正な価格転嫁対策強化、および、消費者の価格に対する誤認を防ぐ観点からも重要である。

消費税転嫁対策特別措置法は 2021 年 3 月 31 日で失効したが、経過措置規定により、同法失効前に行われた転嫁拒否等の行為は、引き続き、同法による調査・指導等の対象となる。また、失効後に行われた転嫁拒否等の行為については、独占禁止法や下請法に照らして判断することになる。

提言 3 : 二重課税の解消

- ◇ ガソリン、酒、たばこ等消費税に加えさらに特定品のみ課する二重課税は、実質的に同じ消費者が、同じ物品に対して、2 つの税負担を強いられていることから、用途を検証し解消を求めていく。
- ◇ 代替財源の確保を含め、税収全体で負担することを求めていく。
- ◇ 二重課税の見直し・設定については、業界の経営努力や消費者の需要を損なわないようにすることを求めていく。

情勢・問題認識等

酒、たばこは、二重課税となっているが、特定の商品にのみ税負担を強いるのではなく、「国民の税負担の公平・公正の原則」の視点に立った対応が図られるべきである。また、酒とたばこは軽減税率対象外であることに留意する必要がある。

提言 4 : 酒類における二重課税の解消

- ◇ 酒類における二重課税の解消にあたっては、市場における需要に適正に対応し、酒類の生産および出荷量の拡大に向けて生産、流通を含めた市場環境の整備を行う。とりわけ、地場・中小の酒造メーカーの活性化に対する支援を求めていく。

情勢・問題認識等

国内の酒類における課税移出数量は減少傾向にあり、輸出の拡大は見られるものの、産業規模は縮小している。それに伴い、労働者も減少していることから、雇用を守る観点、そして安定した税収の観点からも、一定の対応が必要である。

酒の消費者が富裕層ではなくなっており、以前の贅沢な嗜好品から、より日常的なものへと変化している。これまでの「贅沢な嗜好品だから税負担を強い」という課税根拠が、変わらず適用されるべきものなのか整理が必要である。

2017 年度税制改正でビール類の税率が一本化され、発泡酒や第 3 のビールについては引き上げられることになったが、ビールにかかる税金は諸外国に比べて相対的に高く、是正に向けた議論を行う必要があると考える。また、日本酒その他の酒類についても、これまでの酒税率を考慮した酒税率全体の検討が必要である。

提言 5 : たばこにおける二重課税の解消

- ◇ たばこにおける二重課税の解消にあたっては、財政収入の安定的確保、たばこ産業の健全な発展、健康問題等、バランスのとれた合理的な対応を求めていく。とりわけ、たばこ販売店・葉たばこ耕作者などを含めた、たばこ関連産業で働く者の雇用や生活に対する支援を求めていく。

情勢・問題認識等

たばこの国内市場規模は大幅に減少傾向にあり、産業規模は縮小している。それに伴い、労働者も減少していることから、雇用を守る観点、そして安定した税収の観点からも、一定の対応が必要である。

たばこの消費者が富裕層ではなくなっており、以前の贅沢な嗜好品から、より日常的なものへと変化している。これまでの「贅沢な嗜好品だから税負担を強い」という課税根拠が、変わらず適用されるべきものなのか整理が必要である。

4. 環境・食育政策

<環境>

食品関連産業は、その原材料を自然の恵みである農畜水産物に依存していることから、地球温暖化による自然環境の変化等の影響を大きく受けている。

また、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となっている。さらに、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるという問題もある。日本は多くの食料を輸入に頼っているため、環境に対して大きな負荷を与えている。したがって、食を通じた環境の負荷低減について、主体的に取り組む必要がある。

<食育>

生きていく上で食は欠かせないものであり、「医食同源」の言葉にもあるように、食はまさに生命の源といえる。子どもたちをはじめ、すべての国民が心身の健康を確保し、日々生き活きと暮らすには、バランスの取れた食生活が重要である。また、食は自然の恩恵の上に成り立っており、食に関わる様々な人の活動に支えられている。食に対する大切さや感謝の気持ちが必要である。

他方、食生活が豊かになった近年、国民の食生活をめぐる環境が大きく変化している。「豊食・飽食」といわれる時代を背景に、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食品の大量廃棄、食の安全等、様々な問題が顕在化している。

とりわけ、食の外部化・簡便化、共働き世帯の増加等により、家庭で料理を作る時間が減少しており、親から子へ家庭の食や作法が伝えられる機会が減少している。世代を越えて継承されてきた各家庭の食文化を守ることは、家族の絆を深め、家風を継承するうえでも重要である。

提言 1 : 「環境保護」と「経済発展」の両立

- ◇ 国連・持続可能な開発目標(SDGs)を達成するために「環境保護」と「経済発展」を両立させることを求めている。

情勢・問題認識等

国連・持続可能な開発目標(SDGs)が目標とする持続可能な世界を実現するためには、豊かさを追求しながら地球環境を守り、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を構築することが必要である。

国連・持続可能な開発目標(SDGs)達成のためには、各国政府や国際機関だけでなく、労働組合、協同組合、企業等、広範なステークホルダーの参加・連携が求められている。

提言 2 : 再使用型の資材の普及拡大

- ◇ 使い捨て包装資材を削減するため 3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する基本原則を踏まえ、標準化されたパレットや通い容器といった再使用型の資材の普及を求めていく。

情勢・問題認識等

家庭から排出されるごみの約 6 割(容量比)を占める容器包装廃棄物の減量化、および資源の有効利用を図ることを目的して、容器包装リサイクル法が制定されたものの、排出量は横ばいであり、家庭ごみに占める割合も高い構成比を占めている。循環型社会の実現に向けて更なる対策が求められている。

物流過程での環境負荷低減の観点からも、再使用型の資材の普及や梱包資材の通い箱化等が必要である。

提言 3 : プラスチックの適正な循環(リサイクルの推進)

- ◇ プラスチックは食品関連産業にとって商品を消費者に対して安心・安全、安定して供給するために重要な素材であり、資源の循環性のみならず安全性や機能性等多様な要求に対応する必要があることから、リサイクル等にあたっては、過度な事業者(とりわけ中小事業者)負担にならないように求めていく。

情勢・問題認識等

2021 年 6 月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立した。この法律では、プラスチック製品の設計・製造、販売・提供、排出・回収・リサイクルの各段階において、プラスチック廃棄物の排出を抑制し、また、リサイクルを推進するための施策が設けられている。

本法律には、プラスチック製品の製造事業者、提供・販売事業者のほか、プラスチック製品を排出する排出事業者の講ずべき措置も定められており、食品関連事業者を含む多くの事業者の事業活動に影響を与えるものといえる。プラスチックは食品関連産業にとって商品を消費者に対して安心・安全、安定して供給するために重要な素材であることから、プラスチック問題の実態を正しく伝え、「リサイクルに正しく取り組むこと」を周知徹底する必要がある。

提言 4 : 水に関わる安全保障の確立

- ◇ 「水循環基本法」の理念に基づき、持続的に食品製造ができるように、水の安定供給に向けて水に関わる安全保障の確立を求めていく。

情勢・問題認識等

「水循環基本法」では、「国民共有の貴重な財産」である地表水および地下水について、省庁横断的に水に関する施策を省庁横断的に実施し、水循環を流域で総合的に管理することを求めている。そのため、同法に基づいて策定された「水循環基本計画」に掲げられた各施策の進捗の検証の中で、関連する個別法の改正や新たな法律の制定の検討が必要となる。

提言 5 : 食品ロス削減の推進(「三分の一ルール」の見直し・法制化)

- ◇ 食品関連事業者における消費期限・賞味期限の適切な設定の推進ならびに流通現場における納入期限・販売期限に関する運用ルール(「三分の一ルール」)の見直し・法制化を求めていく。
- ◇ 消費期限・賞味期限に関する正しい理解の促進に向けた消費者教育の強化と国民運動のさらなる推進を求めていく。

情勢・問題認識等

2019年10月、食品ロスを削減するために「食品ロス削減推進法」が施行されたが、まだ食べられるのに廃棄されている食品は年間500万トンを超えている。これは国見一人あたり毎日おにぎり1個を捨てている量になる。

事業系食品ロス削減に寄与すると考えられる納品期限(三分の一ルール)の見直しに向けて、実際に納品期限を緩和した事業者が公表されているものの、現場の実態には引き続き注視が必要であり、実行性を確保する仕組み作りが求められる。

消費期限・賞味期限に関する正しい理解がなされていないことも、食品ロスが発生する要因となっていることから、消費者教育の推進・強化が重要である。

提言 6 : フードバンクの活動基盤強化

- ◇ 「フードバンク活動」の取り組みが継続的・安定的に活動できるよう、食料品の提供、事業所、倉庫、配送用車両などのインフラ設備への助成、人件費への公的補助など、フードバンク団体の基盤強化のために、国や自治体、企業による支援を求めていく。
- ◇ フードバンク団体への食品の提供等に伴う責任の在り方については、食品関連事業者等にとって、食品提供に伴う法的責任が減免される要件を明確にすることを求めていく。

情勢・問題認識等

2020年3月、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、「フードバンク活動の支援」が盛り込まれたが、国や地方自治体による「具体的な」支援の強化・拡大が必要である。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」においては、食品の提供等に伴って予測しない健康被害等が発生した場合については、消費者の「自己責任」という整理となっている。「自分で判断でき、自分で責任がとれる場合に持ち帰ることができる」ということを明記するなど、「自己責任」の内容を明確にすると同時に、食品関連事業者等が安心して食品の提供等が行える環境を法的に整備すべきである。

提言 7 : エコフィード支援策の強化

- ◇ 食品循環資源(食品残さ等)を利用した飼料(エコフィード)の安全対策の強化にあたっては、エコフィード向けに再利用してきた食品残さが過度に廃棄されることのないように、エコフィード支援策の強化を求めていく。

情勢・問題認識等

2021年4月から、アフリカ豚熱(ASF)などの家畜伝染病の侵入防止対策の一環として、肉を扱う事業所等から排出されるエコフィードについては、省令により製造の際の加熱処理基準が引き上げられ、飼料の安全確保対策が強化されることとなった。

その影響で、処理にかかるコストが増加する可能性や、食品残さ等をエコフィードに回せず廃棄せざるを得ないこと等が懸念されることから、農林水産省は継続して飼料化に取り組む食品関連事業者に財政支援を行うことになったが、食品ロス削減の観点から、状況について注視しつつ、引き続き支援の強化・拡大が必要である。

提言 8 : 食育の推進

- ◇ 「第4次食育推進基本計画(2022-2026年度)」に定めた目標達成を目指して食育の推進を求めるとともに、国民の食品の選択においてバランスを欠かないように注視する。
- ◇ 「一日三食の健康的な食事」の観点から、「昼食」についても具体的な課題・定量目標を設定することを求めるとともに、「家庭における食育の推進」、「学校、保育所等における食育の推進」と同格の項目として企業の責務を明確化することを求めていく。

情勢・問題認識等

「食育基本法」では、食育を「生きる上での基本」としており、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、健全な食生活を実践していくことが必要である。食育推進基本計画は、食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策についての基本的な方針や食育推進の目標等を定めるもので、5年ごとに作成されている。

労働者は職場(企業等)の管理下の中で、何かしらの食事(多くは昼食)を取ることを踏まえると、職場(企業等)における食事の充実に向けた取り組みは、これまで以上に強化する必要がある。

提言 9 : アルコールの適正飲酒の推進

- ◇ アルコールの適正飲酒については、各業種別部会、経営、業界団体等と連携を取りながら、健康障害を発生させるような不適切な飲酒の防止に向けた啓発の強化等必要な施策を求めている。

情勢・問題認識等

2014年6月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、不適切飲酒等の防止施策への協力が酒類事業者の責務とされた。また、基本法に基づき、2016年5月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」を策定するとともに、審議会(アルコール健康障害対策関係者会議)が設置された。

未成年の飲酒防止をはじめ、不適切飲酒等の防止施策を推進する必要がある。一方で、現在は業界・各企業における自主規制を基本としているが、今後、過度な法規制が行われる懸念がある。

提言 10 : 「たばこを吸う人と吸わない人が共存できる社会の実現」

- ◇ 受動喫煙防止対策の強化については、一方的で過度な喫煙規制ではなく、「たばこを吸う人と吸わない人が共存できる社会の実現」(分煙環境の推進)、たばこ産業の健全な発展、および健康問題等の総合的な観点から、慎重な議論を求めている。
- ◇ 実質的に喫煙室設置が困難な小規模事業所に対する軽減措置の拡大を求めている。

情勢・問題認識等

2020年4月、改正健康増進法が全面施行となり、また、地方自治体におけるたばこ規制強化の上乗せ条例等により、たばこ製造業で働く者だけでなく、たばこ小売店や葉たばこ農家等、たばこ業界に携わる多くの方たちの「雇用」と「生活」に深刻な影響が及んでいる。

5. 食料安定供給に向けた政策

安全な食料の安定供給は国民生活の根幹をなすものであり、食品関連産業は農林水産業とともにその役割を担っている。

食料・農業・農村基本法では、「国民生活の安定および国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。」としており、国民に対する食料の安定供給に向けた適切な対策が求められている。

食料安全保障を確立するためには、国内農業生産の強化を図り、輸入、備蓄を組み合わせ、不測の事態においても国民が必要とする食料が十分に確保されていることが極めて重要である。

提言 1：経済連携協定等に対する国内対策の充実

- ◇ TPP、PTA、EPA 等について、広範な分野に影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、国民への情報開示を求めていく。とりわけ、食料安定供給や食の安全・安心の確保、農業生産の維持発展、地域コミュニティの活性化や維持・存続について十分な対策を求めていく。
- ◇ 日・EU 経済連携協定については、関税撤廃によって品質・コスト面で優位性のあるチーズや菓子の急増など、国内食品産業は大きな影響を受けることから、原料と製品の国境措置の整合性を求めていく。とりわけ、国境措置の整合性が取れなくなり、多大な影響を被る場合には必要な国内対策を求めていく。

情勢・問題認識等

日本は、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(TPP11 協定)(2018 年 12 月発効)に続き、日米貿易協定(2020 年 1 月発効)、日英経済連携協定(EPA)(2021 年 1 月発効)等を締結した。また、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に合意・署名(2020 年 11 月)し、貿易自由化の枠組みに参画してきた。

一方で、「重要五項目」(コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品・甘味資源物(サトウキビなど))については、国会の農林水産委員会において関税撤廃の対象外と決議している(2013 年 4 月)。

食料安全保障、食料自給率向上の観点からは、これらの貿易自由化の枠組みが与える国内農林水産業への影響を中長期的に精査していく必要がある。

日・EU 経済連携協定については、日本と EU は「紛争解決」に関する項目を除いた関税・ルール分野で合意した(2017 年 12 月)。チーズなどの乳製品、豚肉、パスタなどの関税撤廃が合意されており、わが国の農業や食品産業に大きな影響を及ぼすことが想定される。

提言 2 : 食料自給率の向上

- ◇ 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けて、農畜水産業の経営基盤の安定化および生産性の向上、持続可能で健全な食品産業の振興を求めている。
- ◇ 「フード・アクション・ニッポン」や「フードマイレージ」等の地産地消の運動にフードバリューチェーン全体で取り組むなど、国産食品の消費拡大の促進を求めている。

情勢・問題認識等

我が国の食料自給率(カロリーベース)は、米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により、40%前後の横ばいで推移しており、先進諸国の中で最低水準である。

「食料・農業・農村基本計画」の周知と着実な推進、農林漁業生産と加工・販売の一体化を意味する「6次産業化」や、「フードマイレージ」等の地産地消の運動にフードバリューチェーン全体で取り組む必要がある。

提言 3 : 食料安全保障の確立

- ◇ 緊急時における食料安全保障の観点から、効率的な備蓄、安定的な輸入の確保を実施するとともに、パンデミック(感染症の世界的流行)や、世界的な人口増加、気候変動による減産、自然災害や紛争など、食料供給に影響を与える多様なリスクに備えて、食料の安定供給体制の維持・充実を求めている。

情勢・問題認識等

「食料・農業・農村基本計画」では、食料安全保障の観点から、食料自給率の目標(カロリーベース)45%(2025年度)と併せて食料自給力の指標(食料の潜在生産能力)を示している。

2021年1月、農林水産省は食料の輸入途絶等の不測の要因により食料供給に影響が及ぶおそれのある事態に政府として講ずべき対策の内容等を示した、緊急事態食料安全保障指針の一部を改正し、パンデミックへの対応強化を盛り込んだ。

食料安全保障の確立の観点から、コロナ禍による中長期的な食料需給への影響を精査し、「ポストコロナ」時代における食料安全保障のあり方について十分な検討が必要である。

提言 4 : 「買い物弱者」問題対策の強化

- ◇ いわゆる「買い物弱者」問題について、地方自治体、地域住民(商店街)と連携し、買い物環境の改善や、生鮮食料品の配達等による安否確認を通じた孤独死等の防止に向けて、地域特性に合わせた対策を講じることを求めている。

情勢・問題認識等

農林水産政策研究所の推計によると、自宅から生鮮食料品を扱う店まで 500メートル以上離れ、かつ自家用車を持たない高齢者が、2025年に598万人に増加すると見込まれている。

「買い物弱者」問題は、商店街や地域交通、介護・福祉など様々な分野が関係する問題であり、国の関係府省、地方公共団体の関係部局が横断的に連携し、民間企業やNPO、地域住民等の多様な関係者と連携・協力しながら継続的に取り組んでいくことが重要である。とりわけ、食品関連産業にとっては、食品流通の合理化が課題である。

提言 5 : 地域生産振興対策の強化

- ◇ 台風・干ばつによる被害の常襲地帯である地域への対策として、サトウキビ・ビートの生産振興対策を求めている。
- ◇ 鳥獣の急速な個体数増加や分布拡大により、被害が拡大している地域への対策として、鳥獣の捕獲体制の整備や助成金などの支援を求めている。

情勢・問題認識等

少子高齢化や消費者の低甘味嗜好等を背景に、甘味需要は減少している。国内産糖におけるサトウキビ・ビートの生産振興対策は、地域の活性化や国防にも影響があり、国益に関わる重要な政策課題である。

鳥獣による農作物被害は、160億円に達しており、農山漁村に深刻な影響を及ぼしていることから、鳥獣被害防止特措法に基づき、現場に最も近い行政機関である市町村が主体的に被害防止のための対策を強化する必要がある。

6. 食品物流に関する政策

国民生活や企業活動に不可欠な物流の担い手であるトラック運転者の不足は極めて深刻であり、自動車運送事業における時間外労働規制の見直しや、改正改善基準告示による拘束時間・運転時間の制限も相まって 2030 年には輸送能力の約 34%が不足すると試算されている。このことはトラック輸送量の上位に位置付けられる食料品にも大きな影響を与える。

トラック等の平均積載率(積載効率)は、全国・全産業では近年 4 割程度にとどまる一方で、食品の物流において需給のミスマッチが生じている地域もある。また、トラック運転手不足等による長時間労働やコスト増加の指摘もあり、共同配送や IT 活用等による物流の効率化を進める必要がある。

そのような中、流通・物流業界では、人件費や設備費、そして原油高によるコスト増が負担となっているにもかかわらず、荷主からの値下げ圧力等により収益が圧迫されているなど厳しい状況が続いている。

提言 1 : 「ホワイト物流」推進運動による労働環境の改善

- ◇ 荷主企業・納品先企業と運送事業者が一体となって、荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化等による長時間労働の削減に取り組むことをはじめ、労働環境の改善を求めていく。
- ◇ 若年層、高齢者、女性の運転者等の人材活用の仕組みの構築および免許取得の容易化等の施策を講じることを求めていく。

情勢・問題認識等

食品物流を含む物流業における長時間労働の背景としては、出荷元・納品先での待ち時間や積込・積降し等荷役作業の時間が長いことがある。これら荷待ち時間や荷役作業時間の長さ、および肉体的負担の改善には、出荷元や納品先での物流業務を効率化することが欠かせない。

物流事業者と、荷主企業・納品先企業等や国民も含めたの物流の利用者全員が相互理解の下に連携し、物流の効率化や生産性向上に向けての取組を広げていくことが求められる。

提言 2 : 物流面における食料安全保障の確立

- ◇ 大規模災害時における緊急輸送ネットワークに必要な整備を推進し、食料品等を迅速かつ確実に供給できる体制の構築を求めていく。
- ◇ フードチェーン全体での「食の安全・安心」への取り組み強化が必要であり、運転手等の品質管理教育や法改正の周知・指導等管理体制の強化を求めていく。

情勢・問題認識等

食料安全保障の観点から、東日本大震災や熊本県を中心とする九州地震、およびコロナ禍等の経験を踏まえ、想定される大規模災害時における、緊急輸送ネットワークの整備を推進し、食料品等を迅速かつ確実に供給できる体制づくりが必要である。食品事故、偽装問題など「食の安全・安心」への消費者の関心はますます高まっており、物流部門に関しても品質管理を強化する必要がある。

提言 3 : 運賃・料金収受および価格転嫁の適正化

- ◇ 適正な運賃・料金収受に向けて、運賃が運送の対価であることを明確化するとともに、荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」および「取卸料」とした改正標準貨物自動車運送約款の周知の徹底を求めていく。
- ◇ 原油の高騰や増税の影響等、必要なコストを適正に価格転嫁していく仕組みの構築を求めていく。とりわけ、センターフィーの額や算出根拠などについて十分に協議することや、納入業者の利用量などに応じた運営コストについての合理性確保を求めていく。

情勢・問題認識等

2017年8月、国土交通省は、標準貨物自動車運送約款等について、運送状の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定すること、積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」および「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定すること、付帯業務の内容として「横持ち」等を明確化すること等の改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」および運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備した。

原油の高騰や増税の影響等による必要なコストを適正に価格転嫁していく仕組みをフードチェーン全体で展開できる物流体制の構築が必要である。

提言 4 : 物流の集約化・効率化の推進

- ◇ より効率的な一括納品の仕組みづくり、物流拠点の集約化と共同物流の観点から、多店舗展開をしていない小売店も利用できる中小規模の配送センターを適所に配置すること等への支援を求めていく。
- ◇ 共同配送や、自動化等による物流の効率化の前提となる、外装・パレット・伝票・データ等のハード・ソフトの標準化に必要な支援を求めていく。

情勢・問題認識等

小売業・卸売業も含めた食品物流業の活性化に向けて、卸売市場の機能強化や、IT技術の活用による業務の効率化を行う必要がある。

IT活用による業務効率化や自動化を行う中小企業等に対して、ITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援していくことは、労働生産性向上の観点からも重要である。

提言 5 : パレットの安定供給・紛失防止に向けた取り組みの推進

- ◇ パレットの安定供給・紛失防止に向けた取り組みの一環として、パレット管理システムの導入や「レンタルパレット紛失保証制度」に対する必要な支援を求めていく。

情勢・問題認識等

国内で約 5 億枚流通しているとされるパレットのうち 1 割以上が紛失しており、毎年 2,000 万枚の新しいパレットが投入されている現状がある(推計値)。また、レンタルパレットを紛失した場合には、違約金を支払う必要がある。これらのコスト負担は多大であり、パレットの安定供給・紛失防止に向けた対策が必要である。

フード連合加盟組合(企業)のうち、一部大手企業ではパレットの規格統一が進んでおり、また、GPS による追跡システムによってパレットの紛失防止の取り組みもできている。一方で、中小企業を中心に、それらが進んでいないという現状がある。「パレットの安定供給・紛失防止」に向けて、まずは、業界内における「パレットの規格統一」が必要である。

提言 6 : 物流を考慮したまちづくりの推進

- ◇ 貨物の棚卸しや集配のために貨物自動車が増車することが必要不可欠と認められる道路の部分については、荷捌き需要の多い時間について増車禁止規制の対象から除く措置を検討することや、荷捌き場の設置を進めるなど、物流を考慮したまちづくりを求めていく。

情勢・問題認識等

路上における違法増車は、特に都市部において交通渋滞や交通事故の要因となっている。一方で、物流の必要性への配慮から、貨物の棚卸しや集配のために増車規制の緩和や、荷捌き施設の設置を進める必要もある。

Ⅱ. 社会政策

1. 年金政策

年金は高齢者世帯における収入の約 6 割を占めており、老後の生活保障の柱となっている。高齢、障がいなどリスクに直面したときに基礎年金等の給付が受けられるよう、公的年金制度の機能強化が急務である。

現在、高齢者世帯が生活保護世帯の過半数を占めており、増加傾向にある。基礎年金の生活保障機能が低下し、高齢者世帯の生活保護受給者が更に増加することが懸念されている。

企業年金制度については、企業年金を実施する企業は減少している。また、確定給付企業年金(DB)、確定拠出年金(DC)制度の見直しが進んでいる。中小企業の労働者や非正規労働者の多くは企業年金の対象外となっている。公的年金の補完機能に鑑み、中小・非正規を含めた企業年金の普及・拡大が必要である。

提言 1 : 「真の国民皆年金」の実現および基礎年金の財源確保

- ◇ 誰もが高齢、障がいなどのリスクに対して不安なく暮らし続けられるよう、基礎年金の基盤強化や年金一元化など、抜本的な改革を行うことを推進し、就業形態に関わらず、すべての人が同じ所得比例年金に加入する「真の国民皆年金」の実現に向けた取り組みを進めることを求めていく。
- ◇ 基礎年金は老後の生活の基礎的部分を賄うものであることを踏まえ、財源を確保し、マクロ経済スライドの対象から外すとともに、低所得者加算措置などの低年金者対策を求めていく。

情勢・問題認識等

高齢化が加速度的に進み、給付と負担のバランスを確保することが大きな課題となっていることから、財政の持続可能性と給付の十分性を両立させることが必要である。

2020 年 5 月に年金制度改革関連法が成立したが、基礎年金の底上げに関する具体的な対応は先送りとなっている。また、マクロ経済スライドの発動により、長期的に給付の抑制が見込まれている。

基礎年金の財政基盤を抜本的に強化しつつ、低年金者に対する福祉的給付を支給し、だれもが高齢、障がいなどにより生じるリスクに対して安心して暮らし続けられるよう、公的年金による十分な所得保障を行う必要がある。

提言 2 : 全ての労働者に対する厚生年金の適用拡大

- ◇ 雇用形態や企業規模の大小を問わず、全ての労働者に厚生年金の適用を求めていく。まずは、2016年10月から被用者保険の適用拡大の対象となった労働者(労働者501人以上の企業)への厚生年金の適用を徹底したうえで、今後段階的な拡大が予定されている、労働者101人以上の企業の労働者(2022年10月)、労働者51人以上の企業の労働者(2024年10月)への厚生年金の適用の周知・徹底を求めていく。
- ◇ 年金受給資格期間が10年に短縮されたことを踏まえて、年金は長く保険料を納めれば受給額が増える仕組みであること、任意加入、保険料後納制度、合算対象期間(カラ期間)を利用して10年を満たす場合もあること等についての周知を効果的に行うことを求めていく。

情勢・問題認識等

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が進められているものの、その対象者が限定的であることから、当分の間の経過措置となっている企業規模要件を速やかに撤廃する必要がある。

2016年11月に、年金の受給資格を得るために必要な保険料の納付期間を25年から10年に短縮する改正年金機能強化法が成立し、2017年10月から約64万人が新たに年金を受けられるようになった。受給には本人か代理人による「請求」が必要であるため、引き続き周知の徹底が必要である。他方、受給資格期間を10年に短縮しても約26万人が無年金という現状もある。

提言 3 : 全ての労働者に対する企業年金の適用拡大

- ◇ 受給権保護を重視し、将来にわたって安定的な給付を約束する企業年金制度を構築し、雇用形態や企業規模に関係なくすべての労働者が制度適用されるように求めていく。
- ◇ 確定拠出年金(DC)制度について、確定給付企業年金(DB)や企業型 DC から個人型 DC への安易な移行を防ぐとともに、企業型 DC の制度の充実を求めていく。
- ◇ 安定的な退職給付を確保し、企業年金の普及を促進するため、企業年金の年金積立金に対し課税される特別法人税の撤廃を求めていく。
- ◇ 企業年金の持つ公的年金の補完機能に鑑み、中小企業退職金共済(中退共)制度や、簡易型確定拠出年金(DC)制度の普及をはじめ、中小・零細企業向けの企業年金の充実を求めていく。

情勢・問題認識等

企業年金制度の中心は、確定給付企業年金(DB)、企業型確定拠出年金(企業型 DC)であり、確定給付企業年金(DB)の大半が、適格退職年金制度や厚生年金基金からの移行となっている一方で、企業型確定拠出年金(企業型 DC)は新規導入が 6 割を占めており、現在も新規導入が増加傾向にある。

すべての従業員規模で企業年金制度の実施割合が低下しているが、従業員規模 300 人未満で減少が大きくなっている。また、短時間・有期等労働者の多くは企業年金の対象とされていない。

国は、企業年金が公的年金の補完機能を確実に果たすことができるよう、中小・零細企業の労働者や短時間・有期等労働者に対する制度の普及促進を抜本的に強化する必要がある。

提言 4 : 責任投資(ESG 投資)の推進

- ◇ 年金基金(公的年金・企業年金)の運用にあたって、環境・社会(労働)・コーポレートガバナンスなどの非財務的要素を考慮する責任投資(ESG 投資)の推進を求めていく。

情勢・問題認識等

社会的に ESG(環境・社会(労働)・コーポレートガバナンス)責任投資の考え方が浸透してきており、労働組合としても企業年金などで責任投資の導入に向けた取り組みの実施により、公正かつ持続可能な社会の形成につなげていくことが求められている。

2. 医療・介護政策

フード連合加盟組合のなかには、保健機能食品やいわゆる健康食品の提供を通じた健康の維持・増進や、医薬品・診断分析キットなどを作るための原材料を提供することで病気の治療・原因究明に貢献している。

近年、健康に対する関心は高く、健康食品・保健機能食品の利用はますます進んでいる。また、食品そのものによる栄養機能に着目し、健康増進の一助となるよう様々な取り組みを進めている。

高齢化の進行により 65 歳以上の高齢者人口は過去最多を更新し続けている。そして、2025 年には団塊の世代が全て 75 歳以上となるなど、高齢者数はますます増加していくことが見込まれている。

国民医療費は 40 兆円を超え、高齢化や医療の高度化などにより、今後も医療費の増加が見込まれていることに加えて、少子高齢化の進行による人口構成の変更に伴い、一人当たりの医療費も上昇傾向にある。国民皆保険を持続可能な制度にしていくためには、財政の健全化が必要不可欠であることから、医療制度改革に向けて取り組みを進めていく必要がある。

介護保険制度は 2000 年に創設されて以来着実に普及し、65 歳以上被保険者数、サービス需給者数ともに増加し、高齢者の介護に不可欠なものとして定着・発展している。一方で、介護保険の総費用は当初の 3.6 兆円から 2017 年度には「介護費 10 兆円」時代に突入し、以降も年々増加している。

提言 1：医療と介護の連携強化

- ◇ 2025 年の「地域包括ケアシステム」構築に向けて、地域で医療の質を低下させることのないよう、医療と介護の連携を推進するとともに、医療・介護に係る総合相談・支援の充実を求めていく。
- ◇ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機能の分化・連携によって、切れ目のない質の高い医療と介護サービスの確保を推進する。

情勢・問題認識等

住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいというニーズに対応するため、医療、介護のみならず様々なサービスが日常生活圏域で受けられる「地域包括ケアシステム」の構築が、感染症のまん延防止等も考慮したうえで求められている。

要介護者が増加する中、介護者の介護負担・ストレスは大きいことから、仕事と介護の両立にかかる総合相談窓口や支援体制の強化が求められている。

提言 2 : 安全・安心な医薬品、医療・介護用食品の提供

- ◇ 高付加価値品の提供に向けて培ってきた知的財産権が適切に保護されるよう、経済連携協定などの動向を踏まえ、知的財産権の保護の充実・強化を求めていく。
- ◇ 国民に有益かつ安全・安心な医薬品を継続して供給する観点から、薬価制度を含めた適切な医療制度の構築を図ることを求めていく。
- ◇ 災害時の医薬品や医療・介護用食品、アレルギー対応食品の安定供給と流通体制の確保に向けて、国、都道府県、市町村、企業、卸売業者の連携を求めていく。

情勢・問題認識等

食品の付加価値創出に向け、食品価格の背景や生産環境に伴う適正な価格への理解を深める必要がある。

コロナ禍によって衛生材料や生命関連製品の供給不足・供給不安が発生したことから、大規模自然災害やパンデミックを想定した医薬品や医療機器、衛生材料等の供給・備蓄体制の再構築が必要である。

医療用医薬品の流通改善については、これまで流通当事者間の自主的な取り組みにとどまっていたが、2018年1月、国は「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が順守すべきガイドライン」を策定し、医薬品の適正な取引を推進し、将来にわたる流通機能の安定性を確保するための取り組みを強化している。

提言 3 : 良質な医療と介護サービスの実現

- ◇ 全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合共に高齢者医療に対する負担金がそれぞれの財政を圧迫していることから、財政基盤の安定化のため、政府に対して公費負担の拡大を求めていく。
- ◇ 介護等を必要とする人が地域で安心して暮らし続けられるよう、軽度者も含め、良質な介護保険給付を求めていく。

情勢・問題認識等

公平に、かつ安心して医療へアクセスできるよう、国民皆保険の下で、保険者機能が発揮される持続可能な医療保険制度の確立が不可欠である。

国は、社会保障財源の確保を目的に、医療費自己負担割合の見直し等について検討するとの方向性を示しているが、患者の医療および医薬品へのアクセスを阻害することにつながりかねないことから、自己負担割合の見直しについては慎重な検討が必要である。

今後のさらなる高齢化にともなう重度化の進行や単身・高齢夫婦のみ世帯、認知症患者の増加により、介護サービスに対する需要は加速度的に増大することが見込まれる。

提言 4 : 高齢者や介護を必要とする者への食を通じた支援

- ◇ 高齢者や介護を必要とする者に対して、迅速かつ確実に食料が届くシステムを確立することを求めていく。
- ◇ 高齢者や介護を必要とする者に対する「フードクーポン」の無償配布など、食を通じた支援策を求めていく。

情勢・問題認識等

単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯等が増加する中、買い物や食事の準備が困難等の食に関する問題を抱える高齢者等への栄養・食生活の支援策が求められている。

2017年3月、厚生労働省は「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を公表し、高齢者等の食事の選択肢と利便性の拡大および健康の保持増進を図る取り組みを推進している。

高齢者や介護を必要とする者に対して確実に「フードクーポン」の無償配布等を行っていくためには、不公平感の解消や不正受給防止の観点からマイナンバー制度の活用が重要である。

3. 子ども・子育て支援政策

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実のため、「子ども・子育て関連 3 法」に基づく子ども・子育て支援新制度がつくられ、2015 年 4 月より制度が本格実施されている。

2021 年 6 月に育児・介護休業法が改正され、男性を対象に、子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで休業できる「出生時育児休業」が創設された。

男性の育児休業取得日数は、「5 日未満」が 4 割程度にとどまっていることから、女性に比べて休業取得が著しく進んでいない男性にとって積極的な育児参加の契機となる。

保育需要の増加により、待機児童数は減少傾向にあるものの、子ども・子育てを社会全体で支える環境や仕組みづくりは引き続き重要な課題となっている。

また、親のない子ども、虐待を受けた子どもや何らかの障がいのある子どもに対しては、きめ細やかな支援が求められている。

提言 1 : 子ども・子育てを社会全体で支える仕組みの構築

- ◇ 安心して子どもを産み育てられるよう、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築するとともに、子ども・子育てを社会全体で支える第一歩としての「子ども・子育て支援新制度」の確実な実施のための取り組みの推進を求めていく。
- ◇ くるみん、プラチナくるみんなどの「認定マーク」の認知度を向上させるための周知活動を強化するなど、中小・零細を含めた全ての企業が積極的に次世代育成支援に取り組むことのできる環境づくりを推進することを求めていく。

情勢・問題認識等

「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行 5 年後の見直しに係る対応方針がとりまとめられた。保育の質の改善や量的拡充は不十分ながらも一定程度進みつつあるが、財源確保や認可外保育施設等における保育の質に課題が残ったままである。

子ども・子育て支援の拡充が、女性労働力率の高まりによる労働生産性の向上と着実な経済成長、子どもの貧困の抑止につながることを社会全体で共有化することが重要である。政府は、子ども・子育てを社会全体で支えるという意識のもと、さらなる予算増額が求められている。

提言 2 : 出産・子育てにかかる経済的負担の軽減および児童虐待の予防

- ◇ 出産、子育てにかかる経済的負担の軽減や、児童虐待の予防と対応策を強化するための措置について調査・研究し、必要な対策を求めていく。
- ◇ 希望するすべての子どもが保育所や放課後児童クラブ等を利用できるよう保育所等の待機児童を早期に解消することを求めていく。
- ◇ 保護者の就労状況や経済状況にかかわらず、子どもがより良い環境で育つことができるよう、保育所および幼児教育についてすべての小学校就学前の子どもの利用料の無償化に向けた検討を求めていく。

情勢・問題認識等

日本では7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われ、「子どもの貧困率」は、OECD加盟国の中で最悪の水準にある。また、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率は高く2世帯に1世帯が相対的な貧困の生活水準となっている。さらには、生活保護家庭などで親の貧困が次世代に引き継がれる貧困の連鎖の問題があり、これを断ち切ることが急務である。

児童扶養手当について、2018年4月より年3回から年6回へ見直されたが、家計の安定のためには毎月支給の実現が求められる。

いわゆる潜在的待機児童も含め、待機児童の解消も依然として課題である。政府は「新子育て安心プラン」を公表し、2024年度末までに約14万人分の受け皿を整備するとしており、実態を把握しながら、放課後児童クラブを含め確実に待機児童の解消を進めていく必要がある。

提言 3 : 「子ども食堂」の基盤強化と子育て世帯への食を通じた支援

- ◇ 子どもの貧困の解消の観点から、「子ども食堂」が継続的・安定的に活動できるよう、事業所、倉庫、配送用車両などのインフラ設備への助成、人件費への公的補助など、「子ども食堂」の基盤強化のために、国や自治体による支援を求めていく。
- ◇ 子育て世帯に対する「フードクーポン」の無償配布など、食を通じた支援策を求めていく。

情勢・問題認識等

2020年3月、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、「子ども食堂」の支援が盛り込まれたが、国や地方自治体による「具体的な」支援の強化・拡大が必要である。

子育て世帯に対して確実に「フードクーポン」の無償配布などを行っていくためには、不公平感の解消や不正受給防止の観点から、マイナンバー制度の活用が重要である。

4. ジェンダー平等で互いを認め合う社会の実現

世界経済フォーラム（ダボス会議）が公表している「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本の順位は低く、先進7カ国（G7）では最低水準となっている。特に政治参画・経済参画の分野の順位が低いことは、指導的地位に占める女性の割合が低く、意思決定過程に女性が少ないことが影響していると考えられる。

社会的・文化的につくられた性差にもとづく偏見や差別を解消するとともに、性的指向・性自認 SOGI※を尊重し、互いを認め合うことが必要であり、あらゆる人が個性と能力を発揮して働き続けることができる社会を構築することが必要である。

※SOGI（ソジ）とは、Sexual Orientation（性的指向：好きになる性）と、Gender Identity（性自認：心の性）、それぞれのアルファベットの頭文字を取った、人の属性を表す略称。

提言 1：男女平等社会の実現に向けた取り組みの推進

◇ 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直しを推進する。

情勢・問題認識等

少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、日本の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等社会の実現は、緊要な課題となっている。

男女共同参画社会基本法を元にして2020年に策定された政府の「第5次男女共同参画基本計画」では、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取り組みを進める」との新たな目標を掲げている。他方、世界の潮流は「2030年までに女性参画率を50%に（203050）」であり、日本国内の労働組合を含めた社会各層において、目標の達成に向けた努力が必要である。

提言 2 : 同性婚の法制化を目指した取り組みの推進

- ◇ 同性カップルの婚姻に伴う全ての権利を保障するために、法律により婚姻を認めるよう民法等の整備を進める。
- ◇ 同性婚の法制化実現までの間にも、同性カップルが安心して暮らせる環境を整えるために、各自治体でのパートナーシップ宣誓制度の導入に取り組む。

情勢・問題認識等

2001 年にオランダにおいて世界で初めて法律上の性別が同じ者同士の結婚が認められて以降、同性婚が可能な国・地域が拡大してきている。日本においては、同性婚に対する憲法上の解釈について「憲法は同性婚を禁止していない」という見解が政府からも示されるなど一定の前進が図られているものの、婚姻関係を具体的に規定している民法や戸籍法の改正には至っていない。

法律上の結婚で認められる保障とは異なるものの、一部の行政・民間サービスが受けられるようになるパートナーシップ宣誓制度については、2015 年に東京都渋谷区、世田谷区で導入されて以降、260 以上の自治体に展開が進んでいる。一方で、まだ制度が導入されていない自治体も 1,400 余りあり、全ての地域で同性カップルが生きづらさや困りごとが解消され、安心して暮らせる環境を整えることが必要である。

5. 障がいを抱える労働者に関する政策

厚生労働省の障害者雇用状況調査によると、民間企業の障がい者雇用数および実雇用率は過去最高を更新し続けており、障がい者雇用は着実に進展している。一方、2021年3月には法定雇用率が2.3%(民間企業)に引き上げられた影響から、雇用率達成企業割合は低下傾向にある。特に、中小企業においては障がい者雇用ゼロ企業が多く、未達成企業割合の半数以上となっている。障がい者雇用を促進するためには、中小企業への障がい者雇用にかかるノウハウの共有や、助成金の周知など、丁寧な支援を行う必要がある。

提言1：「働きづらさ」を抱える労働者を支える取り組みの推進

- ◇ 雇用施策と福祉施策の連携強化による一体的な就労支援、雇用率制度の対象となる障がい者の範囲や、障がい者雇用を促進するための財政のあり方について、健全な議論の推進を求めていく。
- ◇ 障がいの種類、症状、手帳の有無などに関わらず、「働きづらさ」を抱える労働者が、職場で安心・安全に働き続けることができる取り組みを推進していく。

情勢・問題認識等

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の実施した「雇用における事業主が講ずべき合理的配慮を定めた指針」「障害者差別禁止指針」の認知状況調査では、企業規模が小さくなればなるほど、認知状況が低下する傾向にあると報告されている。そのため、企業・職場内での障がいの特性や症状などの理解促進や差別禁止の周知の取り組みをはじめに、就労環境整備の観点から、障がいの種類や特性、程度等に応じた柔軟な勤務時間設定や業務量の調整などの合理的配慮の提供など、職場定着の取り組みが重要となる。

提言 2：障がい者が安心して働くことのできる就業環境の整備

- ◇ ユニバーサルデザイン等の観点から、事業場の施設や機材をチェックし、障がいがあっても働きやすい職場環境の整備を推進する。
- ◇ 障がいを抱える労働者の労働災害を防止するための支援強化を求めていく。

情勢・問題認識等

障がいを抱える労働者が就業するうえでバリアとなるものを除去し、新しいバリアを作らないことが必要となり、誰にとっても利用しやすくデザインするといったユニバーサルデザインの考え方に基づいて取り組みを推進することが求められている。

とりわけ、労働災害については、通常の対策では障がい者にとって危険予知等が困難になる場合もあり得ることから障がい特性に配慮した安全衛生活動を進めていく必要がある。

提言 3：障がい者を無理なく雇用できる環境の整備

- ◇ ハローワークを核とした地域のネットワーク、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を行うなどして、障がい者の雇用の促進と安定をはかる。
- ◇ 中小企業における障がい者雇用の推進のための支援、特に障がい者の受入実績がない「雇用ゼロ企業」に対する雇用前後の支援強化を求めていく。

情勢・問題認識等

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）に基づく法定雇用率が未達の場合、雇入れ計画作成が命じられ、その後に予定どおり雇用が進まない場合は特別指導や、企業名の公表が行われるなど企業活動にマイナスの影響が生じる可能性がある。相対的に中小企業において法定雇用率を下回る事例が多く発生していることから、中小企業においても無理なく雇用を進めるため支援機関や雇用支援制度など支援策を拡充させる必要がある。

6. 外国人労働者に関する政策

少子高齢化が進むことで生産年齢人口が減少し、労働力不足が深刻な課題となるなかで、外国人労働者を受け入れることで労働力不足を解消し、経済成長を促進することが期待される。そのような背景のもと、外国人労働者の受け入れ政策は 2012 年以降、「高度専門職」から始まり、「技能実習生」や「特定技能」など目まぐるしく拡張されてきた。その一方で、外国人労働者の権利保障、就労上の問題、生活者としての社会インフラや在留資格ごとの個別の課題など様々な課題も顕在化している。

また、中長期的な労働力不足への対応に関しては、外国人労働者の受入れは抜本的解消策となり得ず、非正規雇用や若者雇用の問題、さらには女性や高齢者なども含め希望者誰もが安心して働くことが可能な環境整備を最優先に取り組むべきである。そのため、就労可能な在留資格の安易な拡大や国家戦略特区制度を活用した、なし崩し的な受入れは、低賃金労働者の流入による国内雇用や労働条件への悪影響、さらには外国人労働者の権利の保障の観点からも問題があり、総合的かつ国民的な議論を行うべきである。

提言 1：外国人労働者の受入れに関する在留資格制度の適切な運用

- ◇ 各在留資格制度の趣旨や目的に即した雇用、就労を遂行できるよう適正な職場環境と労働条件の確保を推進する。
- ◇ 各在留資格制度の見直しにおいては、受け入れの業種や分野について総合的かつ国民的な議論を行うことを求める。

情勢・問題認識等

2016 年 11 月に成立した外国人技能実習制度における労働関係法令違反および人権軽視などの問題は依然として後を絶たず、コロナ禍による外国人労働者の解雇、雇止めなどの問題も明らかになっている。一方、2019 年 4 月より施行された「特定技能」制度は、技能実習法とあわせて見直しの議論が行われる予定である。

国内雇用や労働条件への悪影響を鑑みて就労可能な在留資格の安易な拡大は行うべきではなく、総合的かつ国民的な議論が必要としたうえで、日本で働くすべての外国人労働者の人権や権利が保障されるよう、外国人技能実習法を含め、外国人労働者政策として総合的な検討および体制整備を行うべきである。

提言 2 : 外国人労働者が安心して働ける環境の整備

- ◇ 労働基準監督署やハローワークなどにおいて、申請書類の多言語化なども含め、外国人労働者が母国語で生活や就労上の相談や苦情を受け付けることができる体制を整備する。
- ◇ 外国人労働者を受け入れる事業主が、就業規則や労働安全等に関わる重要な通知を外国人労働者の母国語や平易な日本語で作成することに対する支援を行う。

情勢・問題認識等

日本で就労する外国人労働者数は、コロナ禍において出入国が制限される中でも、2021 年から 0.2%増加して過去最高を更新した。そのなかで、連合の「なんでも労働相談ダイヤル」には、言語の不自由さなどからの働き難さや、不合理な就業条件に関する相談が多く寄せられており、法令の遵守および、一層の指導監督が求められる。

食品関連産業においても様々な国籍の外国人労働者が多く就労しており、労働安全・食品衛生を確保するために確実に伝える必要がある。

Ⅲ. 業種別部会政策

1. 食肉部会

食肉業界を取り巻く環境は、人口減による国内需要の減少と、新興国での急激な食料需要の増加による需給バランスの変化によってもたらされる食肉価格の高騰、原料・副原料および資材のコストアップから、非常に厳しい状況が続いている。そのような状況下において、飼料価格の高騰、円安ドル高水準による影響により、国内畜産農家のコスト負担の増加は避けられない課題となっている。ひいては、畜産品の国内自給率低下が予想される一方、依然として、畜産関連の疫病は、国内外問わず発生しており、畜産農家の生産性低下や、防疫対策のコスト負担として跳ね返りを見せている。また、食肉業界では人手不足が事業運営上、大きな課題となっており、さらなる業界再編の動きなど先行き不透明な状況になっている。食肉業界としては、人口爆発や地政学的リスクによる食糧問題から環境問題、アニマルウェルフェア、健康志向の高まり等への対応、労働環境の改善等を実施し、持続可能かつ魅力ある産業にしていくことが求められている。また、さまざまな観点から代替肉市場への注目度は高まっており、アメリカ、日本のみならず全世界的なムーブメントに発展していくことは間違いなく、食肉業界に大きな変革をもたらす可能性がある。

提言 1：食肉製品の相対的価値を高める活動

- ◇ 食肉製品の相対的価値を高めることで魅力ある産業にしていくことを目的とし、主に以下の取り組みに対する支援を求めていく。
 - ・ 食肉製品に関する正しい知識「たんぱく質摂取の重要性」を啓発し、抽出された課題を業界団体、関係省庁への働きかける
 - ・ 食肉製品を適正な価格で評価する社会の実現

情勢・問題認識等

食肉製品に関する正しい知識の不足により、日本国内ではたんぱく質摂取量の減少や適正価格では購入されづらい現状があり、この状況から産業としての魅力が低位にあることが伺える。まずは食肉製品の魅力を社会全体に伝えていくことで、食肉製品ひいては食肉産業の相対的価値を高め、持続可能かつ魅力ある産業にしていくことが求められている。

提言 2 : 家畜伝染病に関する取り組み強化

- ◇ 家畜伝染病に関する以下施策の強化・検討を求めていく
 - ・ 県跨ぎの対応や小規模農家への支援等の更なる防疫対策
 - ・ 発生地域の農家へのフォロー(所得補償、再建に向けた支援等)
 - ・ 風評被害の防止
 - ・ 国際的な防疫体制(水際対策)の強化

情勢・問題認識等

国内における豚熱（CSF）の発生に加え、世界、特にアジア地域におけるアフリカ豚熱（ASF）の発生を背景として2020年に家畜伝染病予防法が改正され、対策基盤が強化された側面はある。しかしながら、CSFの感染拡大が収まることはなく、ASFが国内に入る危険性は依然として高い。また、鳥インフルエンザの処分数は過去最多となっており全国各地で猛威を振っているが、各都道府県における対応にはバラつきがある。疫病の侵入対策を含めた衛生管理のさらなる徹底・強化や、万が一発生した場合の農家、および関連業者への支援を充実化していくことが急務な状況である。

提言 3 : 食肉製品の取引健全化に向けた取り組み

- ◇ 食肉製品の取引健全化に向け、主に以下の取り組みに対する支援を求めていく
 - ・ 食肉製品の発注・納品に関する商習慣の見直し
 - ・ 食肉製品が適正価格で取引される関係性の構築

情勢・問題認識等

生活必需品である食品は、消費・価格ともに消費者の意向が反映されやすい傾向にあり小売での熾烈な価格競争に巻き込まれやすく、そこに製品を納入する食品製造や食品物流にしわ寄せがいく現状がある。その中でも特に食肉製品は、直取引による従来からの商習慣や特売商品になりやすい兼ね合いもあり、本来の価値に見合った価格になっていない現状がある。食肉製品の取引健全化に向け、製造業者・納入業者自らも従来からの商慣行にとらわれず、公正に毅然とした態度で取り組む必要がある。

2. 乳業部会

乳業部会に所属する労働者が従事する企業は、基本的に乳・乳製品を製造および販売を行なっている。日本には約 550 の製造・加工場があり、乳業界のステークホルダーは、私たちが製造・販売している商品を食べている消費者はもちろん、その商品を販売する流通業（量販店、CVS、生協など）や乳・乳原料を生産する酪農家および商品を運ぶ物流業など多岐にわたっている。

乳製品製造業に関わる工場は、2000 年頃は約 800 工場あったが、運輸形態の発達や消費者の食生活の変化、酪農界の低迷や将来的な人口減少を見据えた取組み、そして政府の助成策など様々な要因のもと整理および統合された結果、現在の 550 程度となっている。現在の乳製品の国内市場規模を踏まえると、今後も企業内製造工場の合理化や同業他社間の整理統合がより進展する方向にあると推察される。

以上のことから労働界の一員である私たち乳業部会としては、雇用機会の確保および維持が潜在的な課題であることを忘れてはならない。

乳業界に属する多くの企業や工場は、国産の乳・乳製品を原料とし、製造・販売を行なっている。原料供給の根幹である酪農界は、2018 年から本格的に開始した生乳生産拡大策の効果が出てきたことで、2020 年には北海道地区で大幅に生乳生産が増加したものの、ここ十数年様々な要因から生乳生産の増産減産を繰り返す状況にあり、乳・乳製品の年間を通しての安定供給も困難な状況となっている。私たち乳業界に従事する者は、他産業である国内の酪農界とは密接な関係であることを十分に認識し、「酪農界の発展がなければ国内乳業メーカーの発展はない。」という考えのもと、今後の乳業界の展望を考える必要がある。

提言 1：安定生産、安定供給に向けた生乳処理活動に伴う乳製品過剰在庫の消費及び政府助成の継続との実現

- ◇ 業界およびステークホルダーを巻き込んだ過剰乳製品消費のための施策を求める。

情勢・問題認識等

2018 年から本格的に開始した生乳生産拡大策の効果が出てきたことで、2020 年には北海道地区で大幅に生乳生産が増加したものの、様々な外的要因等による需給バランスの変化で消費を上回る生乳量になり、生乳廃棄を阻止するため、ほぼ全量の生乳を加工処理し、脱脂粉乳やバターなどその乳資源を長期保存可能な製品に変えるよう努める状況が生じている。しかし、緊急対応の場合その製品の消費先定まっていなくても、在庫場所さえ十分でないという懸念が生じる。そこで政府は計画されていた輸入乳製品との差し替えや家畜飼料への転用などによる在庫の解消やそのコストへの助成などを手厚い保護施策を実施したことにより大量に廃棄する事態は免れているが、脱脂粉乳が過剰在庫であることは変わりがない。

乳業界が現在必要なだけの乳・乳処理だけに徹すれば、増産体制になっている酪農界は困窮し、一度減らした生産体制を増産方向にするためには数年単位の時間を要してしまうため、いざ生乳が不足した際に安定的な供給ができない。このような状況を繰り返すと酪農家にも負担が大きくなり、業界の破綻まで考えられる。それを回避するために乳業メーカーだけでなく酪農全体の課題と認識しなければならない。

提言 2 : 牛乳の適正価格の実現

◇ 適正価格の実現に向けて、業界を横断した議論の場の設置等の取り組みの強化を求める。

情勢・問題認識等

以前より牛乳や卵は物価の優等生と言われるように、量販店での 1,000ml あたりの平均売価は税込みでも 200 円前後で推移していた。国民の基礎食品としての位置づけとしてはまさに「優等生」であるが、物価高騰と言われる現在でも、牛乳の価格は 250 円前後となっている。この価格で販売されることは、乳業・酪農の産業が持続的に存続するという観点から見ると非常に困難であることを伝える必要性がある。特に 1000ml 牛乳は、メーカーの大小に関係なく、原料価格は 150 円近くになっている。そこに光熱費、人件費、設備費や物流費などを含めると、量販店など次のステークホルダーに達した時点で 250 円を大幅に超える価格で運用されないと、持続的な産業の実現とは程遠いものとなる。ここ最近の乳価の改定や原材料費、エネルギー費の高騰もあり一部価格に転嫁できている部分もあるが、未だに適正価格とは言い難い状況である。

この問題は乳業界だけではなく、荷主となる乳業メーカーが薄利となる商品を販売することになるため、物流業界に適正価格で配送を委託することも難しくなる。また飼料の高騰や設備の投資などで原料を供給する酪農業界も現状の乳価では、持続的な産業の発展は困難となるが、乳価及び販売価格を上げることによって消費が低迷するのは本末転倒であり、乳価交渉において私たちは酪農業界に対して共倒れしないような範囲で改定の交渉を行っているのが現状である。そして小売業のほとんどが納入価格＝消費者の売価で運用している。適正価格の実現の必要性を各産業が向き合い、是正しなければ産業の発展はあり得ないことから、上記の策を求める。

提言 3 : 液体ミルク市場拡大に向けた支援

◇ 発展途上国における食糧支援としての活用を求める。

情勢・問題認識等

2011 年の東日本大震災や 2016 年の熊本地震の際に、海外からの支援物資に液体ミルクがあり、その利便性から日本国内での製造・販売を望む声が高まった。そして 2018 年、江崎グリコより発売したことを皮切りに、大手乳業メーカーを中心に追随する動きが出ている。液体ミルクは、災害大国と言われるこの日本において、備蓄物資としては重宝されるものであり、特に妊産婦においては緊急時の代替商品としての活用できることから精神的にも重宝されるものである。

乳業界も知見を深めたうえで販売に至っており、液体ミルクを含めた育児品を製造・販売することは必要ではあるが、出生数が大幅に減少する現状においては、ビジネス的な観点から見ると傾斜産業であることは否めず、液体ミルクについても費用対効果に見合っているとは言い難い。そのため乳業メーカーとしては育児品部門を縮小し、高齢化社会を見据えた部門など市場規模が見込めるゾーンにシフトしていくことは当然であるため、本来であれば市場が縮小している部門への投資が少なくなることは当然である。

政府として液体ミルクを国内の乳業メーカーに製造・販売させるまでに尽力したが、今後液体ミルクの更なる普及や持続的な製造・販売を考えるのであれば、政策的な対応が必要と考える。

3. 水産冷食部会政策

世界的な健康志向の高まりとともに、世界における魚の消費動向は、右肩上がりに増加している。一方、漁業の生産高は 1980 年代後半以降、横ばい傾向であり、養殖業の増加分がプラスとなり供給の増加分を賅っている。「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づいて策定された「養殖業成長産業化総合戦略」を踏まえ、とりわけ養殖業における労働環境の整備が喫緊の課題となっている。

冷凍食品においては、国内の消費量は 2019 年度に過去最高を記録した。そのような環境下において、水産冷食業界が持続的に発展していくため、業界に横たわる過去からの慣習・ルールや認識を改め、「雇用の安定」、「食の安全・安心の啓発」に向けた取り組みが必要である。

提言 1：養殖業の労働基準法適用化

- ◇ 労働基準法 41 条(特定産業の適用除外)の改正等により、養殖業に従事する労働者の環境整備を求める。

情勢・問題認識等

現在、養殖業に従事する労働者は、労働基準法の一部適用除外となっていることが前提となり、相対的に他の産業と比較し、少ない休日数や常態化された長時間労働などの劣悪な労働環境下に置かれている。養殖業成長産業化総合戦略にある「労働環境の整備」を実現するためにも、労働基準法の適用化を喫緊の取り組みとして進めていくべきである。

水産業の中でも、とりわけ養殖業は世界的な市場の拡大に加え、陸上(内陸)養殖の進展、自動給餌機の発達など、取り巻く環境変化は大きい。労働基準法の一部適用除外とした根拠とされる「労働時間が自然環境に左右され、労務管理が困難である」とは言い難い状況にある。

提言 2：普及啓発活動の強化

- ◇ 冷凍食品の継続した消費拡大に向け、消費者に対する冷凍食品に関する正しい知識の理解促進を求めていく。

情勢・問題認識等

女性の社会進出や共働き家庭の増加に伴う家事時間の短縮により、食の簡便化志向が強まり、簡単に調理できる、又はすぐに食べられる冷凍食品の需要が高まっている。しかし、小売店において、依然として安価で販売されており、水産食品メーカーの利益率は他の食品産業と比較して低い状況である。

冷凍食品が安価で販売されることにより、消費者から価格そのものの不信感や製品の品質に対する不安にもつながっており、冷凍食品のおいしさや、「栄養を保持していること」、および「腐敗や食中毒の原因となる細菌が活動できないため衛生的であること」などの安全性に関する正しい知識を広めることにより、更なる消費拡大に努め、このような現状からの是正が必要である。

提言 3：納品期限(三分の一ルール)の見直し・法制化

- ◇ 食品産業の健全な発展のために、流通現場における納品期限(三分の一ルール)の見直し、法制化を求めていく。

情勢・問題認識等

缶詰や冷凍食品は、食品の中でも賞味期限が相対的に長く、仮に賞味期限の三分の一を経過したとしても、美味しく食べられるまで相応の期間がある。一律に三分の一を基準に納品期限とするのは食品ロスの観点からも合理的とは言えない。

食品産業全体に横たわる課題として、商品の状態にかかわらず、流通段階における納品期限により、納品の拒否や返品等が発生している実態がある。食品産業の健全な発展に向けて、また、食品ロスの観点からもルールの緩和や撤廃が必要である。

4. 醤油味噌部会

醤油の出荷量は、1970年代に120万KL台を何度か記録したのをピークに減少をたどり、2002年に100万KLの大台を割り込んだ。原材料価格の高騰により、多くの企業で価格改定が行われた2008年には90.5万KL、さらに2019年は75万KLを割り込んでいる。近年の傾向としては家庭用製品の出荷量が減少し、業務・加工用向け製品の出荷数量が増加するといった構成比の変化があったが、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた外食市場の苦戦から業務用が大幅マイナスに転換、一方で“巣ごもり需要”により家庭用は好調な動きを見せている。また、調理の簡便化が進む中で伸びを見せていた、つゆ類・たれ類等を含めた醤油関連調味料トータルでの出荷量は横ばい傾向にある。

他方、味噌の1990年代の出荷量は比較的安定して推移していたものの、2000年代に入って減少傾向が続いており、2016年は発酵食品ブームや業界のPR活動の効果もあり、徐々に前年実績を上回ったが、2021年以降は40万トンを下回る厳しい予想がされている。

提言1：醤油・味噌の復権と価値訴求

- ◇ 醤油・味噌の復権と価値訴求に向けて主に以下の取り組みに関する支援を求める。
 - ・ 今後の需要創出を目指した新たな視点での商品開発
 - ・ 日本食ブームへの対応
 - ・ 国内消費者への醤油・味噌の価値訴求
 - ・ 付加価値の適正評価(適正な価格の実現)

情勢・問題認識等

醤油と味噌は日本の食文化を支える調味料であり、全国には各地の風土や食習慣に適した様々な醤油・味噌が存在し、地域毎に多様な顔を見せる食文化の一端を担っているが、ともに出荷量が長期の減少傾向にある。要因として人口構造の変化と、食の嗜好の多様化、女性の社会進出の進展等による家庭内調理の減少、加工食品製造企業の工場の海外進出などが挙げられる。日本食ブームや発酵食品ブームの効果も期待できるが、国内市場の減少傾向に歯止めをかけるまでは望めないのが実情であり、今後の需要創出を目指して、新たな視点での商品開発が求められる。

世界的な日本食ブームにより、世界各国への輸出や海外生産が増加し、“世界の調味料”となりつつあるという観点からも、醤油・味噌の価値を日本国内外の消費者に訴求していく必要がある。

2013年12月には「和食：日本人の伝統的食文化」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されたこともあり、世界的にさらなる日本食ブームの到来が期待されている。

醤油も味噌も、一部高付加価値製品へのシフトにより、単価アップがなされているが、コストのかかった付加価値の高い伝統食品としては、あまりにも安く売られている状況に変わりはない。このままでは、原材料価格の高騰・高止まりと、流通の低価格販売競争とに挟まれた醤油・味噌業界が、利益確保もままならない苦境に追い込まれ、業界全体が不健全な状態に陥る可能性がある。

醤油・味噌業界では「醤油・味噌の価値の復権」と「需要回復」を目指したPR事業に注力しており、特に、重点的に推進されている小学生を対象とした食育活動は、即効性のみを期待するのではなく、時間をかけてでも将来の醤油・味噌文化と食文化を担う層を育もうとする意義が高く評価されており、全国

各地で展開されている。

提言 2 : 不安定かつ、高止まりする原材料コストへの対応

◇ 不安定かつ、高止まりする原材料(大豆・小麦)に対する支援の強化を求める。

情勢・問題認識等

醤油・味噌業界の主原材料である大豆(丸大豆、脱脂大豆)、小麦は輸入に大きく依存しており、為替相場によっては収益悪化へ影響することが危惧される。しかし、製品価格への反映ができない状態にある。特に中小企業が多い醤油・味噌業界において企業体力や競争力を維持していく上でも重要と考える。

そのような環境の中で、直近では国産・有機栽培といった産地・栽培方法に特徴のある原材料については他業種との競争もあり、少量での調達が困難なため、調達価格の上昇が顕著になり、利益を圧迫する傾向にある。国産丸大豆については入札価格も上がり続け、高止まりの様相を呈していることも踏まえ、日本の食文化を支える醤油・味噌を持続可能なものとするための原材料価格の安定化などの支援が求められる。

5. 油脂調味料部会

<油脂業界>

油脂は主に調理加工に用いられ、日々の食事に不可欠であることから、需要は比較的安定している。さらに近年では健康志向の高まりを背景に、健康的価値の高い「サプリメント的オイル」の需要拡大が見込まれている。一方で主原料となる大豆および菜種は原産国が北米や南米に集中し、相場価格が天候や市況変動の影響を受けやすい状況にある。そのため各企業は相場変動の影響を受けにくい油脂原料の安定調達が課題となっている。また消費者の食品安全や社会問題に関する関心の高まりから、世界的見地からの環境保全、地球温暖化防止、フェアトレード等への取り組みを CSR 活動の一環に位置付けて積極的に展開している。

<調味料業界>

日頃料理を作る際には様々な「調味料」が使用されるが、その中でも当部会が主に関わる「食品添加物」について記載する。食品添加物は、まず第一に安全であることが重要となるため、様々な実験結果から算出した無毒性量などを基にして使用基準などが定められており、現在の科学で考えられるあらゆる試験によって安全性の確保がなされている。またその有用性も高く幅広い用途で使用されており、私たちの食生活は食品添加物抜きには語れない。一方、学校教育やメディア等で「食品添加物は有害である」といった間違った知識が植え付けられていることもあり、安全性や有用性に関する情報が正確に伝わっておらず、食品添加物に対して悪いイメージを持っている消費者が多くいるのが現状である。

提言 1：食用油に対する正しい知識の啓発

- ◇ 食用油の健康的価値が認められる一方、一部脂肪酸が健康に及ぼす影響については依然として消費者からの関心が高く、国としての消費者教育の強化や業界団体や企業等が行う教育活動への支援を求める。

情勢・問題認識等

健康志向の高まりを背景に、アマニ油や、えごま油等の健康オイルは需要の拡大が見込まれている。

「トランス脂肪酸」等について、メディア情報の中には、科学的根拠が希薄な説も存在し、消費者の誤解を招くケースも散見される。

引き続き、業界団体と連携し、科学的見地に基づいた食用油に関する正確な情報の提供に努めていく必要がある。

提言 2 : 原料供給国の状況把握

- ◇ 一部海外のプランテーションで児童労働等の人権・労働問題が見られることから、企業の責務として原料供給国の事情把握に努めていくものの、他産業にも影響する案件でもあり、国としてもその支援や、業界と連携しての事情把握を求める。

情勢・問題認識等

SDGs(持続可能な開発目標)の取り組みへの関心が高まるなか、原料供給国を含め、世界的見地に立って、人権・労働問題に向き合うことが求められている。

一部海外プランテーションで指摘される人権・労働問題等の動向について、部会単位あるいは労使で情報共有を進めていくものの、様々な事情により解決が難しい状況にある。

提言 3 : 「無添加」訴求への対応

- ◇ 食品添加物についての誤った認識が広まっており、安全性に関する正しい知識・情報の啓発を強化することを求める。

情勢・問題認識等

消費者の安全安心ニーズに加え、様々なメディア媒体によって食品添加物に関する誤った情報が拡散されている影響で、「食品添加物無添加」等の表示は依然優位性のあるものとして多くの商品で使用されている。

食品メーカーが「食品添加物無添加」等の表示をセールストークとして使用していることがさらに「食品添加物 = 悪いもの」という印象を強めている。

消費者庁による「無添加・添加物不使用表示対策の推進」に関してガイドライン策定の動きが進展しており、新たに検討会が発足し議論がスタートした。検討会の中では、社会に対して添加物の有用性(何のために使っているのか)を伝えていく必要性があるとしている。

2021 年の大学入学共通テストの英語問題において、低カロリー甘味料の危険性を煽るような文章が掲載された。社会的に添加物に関する誤った情報が広がっていることを示していると同時に、正しい情報を広める必要性の高さを示す状況となっている。

6. 糖業部会

国内の砂糖消費は、昭和 48 年の 319.0 万 t をピークに減少の一途を辿ってきたが、平成 14 年「糖価調整法」施行に伴う卸売価格の引き下げ効果などから、砂糖需要の減少傾向に歯止めがかかった。その後、コロナ禍により一時期 175 万 t を切っていた消費量は、コロナ禍明け後から復調傾向にあるが、以前として消費者の低甘味嗜好や糖質制限嗜好などを背景に砂糖離れが進んでいる。

砂糖は幅広い食品の製造に不可欠な基礎原料であり、脳と体のエネルギー源となるなど、大変重要な存在であることを情報発信し、需要の拡大に向けて取り組むことが必要である。

提言 1：砂糖の需要拡大に向けた取り組み

- ◇ 砂糖の正しい情報を消費者に提供し、需要・消費の拡大を図ることを求める。

情勢・問題認識等

砂糖業界は平成時代に消費量が約 28%減少し統合再編を繰り返してきた。2021 年 3 月にも業界トップの三井製糖と大日本明治製糖が経営統合を発表し、DM 三井製糖 HD 株式会社発足、また、日本甜菜製糖株式会社との資本業務提携、2022 年 10 月大日本明治製糖株式会社との合併により国内シェア約 40%となるグループになったことに伴い、更なる再編・合理化に進むのではとの見通しもあり、雇用や労働環境へ関わる重要な問題となっている。

また、急激な砂糖消費の減少で「糖価調整制度」の破綻も懸念される中、北海道の輪作体系を守っている甜菜や鹿児島・沖縄の離島の基幹産業であるさとうきび産業にとっても状況は同じである。

健康上悪いイメージを持たれがちな砂糖だが、農水省では砂糖に関する総合的な情報サイトを開設し、砂糖の正しい情報を提供し、砂糖の需要・消費の拡大を図る「ありが糖運動」を展開している。糖業の安定はもとより国産糖生産者や生産地域経済のため、関係団体とも連携して砂糖の消費拡大に取り組む必要がある。

提言 2：糖価調整制度の堅持

- ◇ 糖価調整制度の維持を図ると共に、制度の安定化に向けた取り組みの継続、拡充を求める。
- ◇ 農産物自由化交渉における砂糖制度の堅持を求める。

情勢・問題認識等

南西諸島におけるサトウキビ産業は、農業生産に始まる経済循環の過程で多くの役割を果たす重要な基幹作物・基幹産業であり、地域の生命線となる産業である事に鑑みて、農産物自由化交渉では重要品目としての対策が講じられている。

また、北海道地方におけるてん菜産業は、てん菜糖の過剰在庫解消と糖価調整制度の調整金収支改善を目的とし、てん菜糖の交付対象数量を従来の 64 万 t から令和 8 年（2026）砂糖年度の 55 万 t に段階的に減らすという方針が示され、生産現場に大きな衝撃を与えている。加えて、高需要作物への生産誘導政策の継続や、近年の資材をはじめとする生産費の高騰、数量払単価の引き下げ

も重なり、北海道の生産農家の作付意欲は大きく減退している。

今後も、最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業が成り立つようにすることで砂糖の安定供給を確保していく仕組み(糖価調整制度)は、地域振興の観点からも非常に重要である。

7. 製粉部会

日本の製粉業界は長年、国の食料・農業政策の下、主要食糧の供給者として役割を担っている。特に小麦は、パン、麺、菓子など幅広い食品の主原料として使用されていることから、製粉業界のみならず、日本の食品関連産業が健全かつ持続的に発展していくためにも、「小麦粉の安定供給(食料安全保障)」「国際競争力のある適正な価格の実現」「安全・安心の確保」に資する政策が求められる。



提言 1：良質な国内産小麦の増産と生産性向上

- ◇ 良質な国内産小麦の増産および需給ギャップの解消に向けて、国内産小麦の品質向上と安定供給、耐病性・加工適性に優れた新品種の開発導入の推進、スマート農業の活用による生産性向上等を求めていく。

情勢・問題認識等

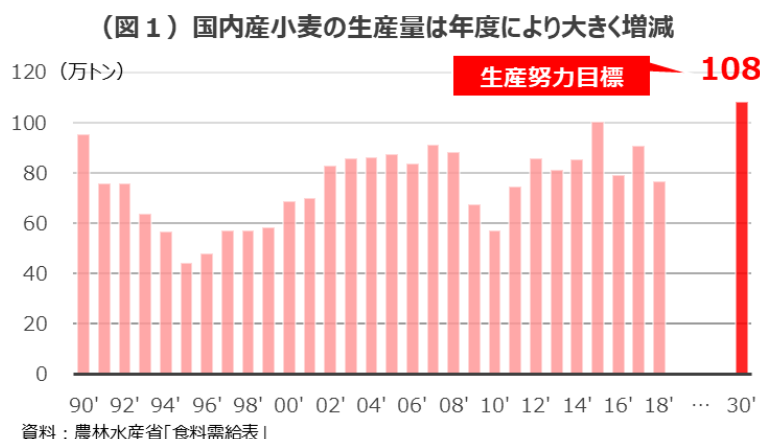
食料安全保障の観点で食料自給率の向上は重要だが、国内産小麦の収穫量は、生育期間中の天候により大きく左右され不安定な傾向にある。

また、外国産小麦はスペックを設定したうえで調達しているが、国内産小麦は製粉会社が全量買い受けるため、同じ品種でも地域により品質のブレが大きい。

かつて、国内産小麦は品質面で外国産小麦に劣り、用途も限定されていたため、需給のミスマッチ(供給過剰)が発生していたが、近年の国内産小麦の品質向上等により、2016年産からは逆ミスマッチ(供給不足)の状況が続いていた。

しかし、2021年産では国内産小麦の豊作等により一転してミスマッチの状態に戻り、過剰感が発生している。このような中、2020年3月に「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、2030年度における国内産小麦の生産努力目標は108万トンと掲げられた。

国策として国内産小麦を増産する方針となっているが、円滑な流通を果たすためには、製粉会社はこれまで以上に国内産小麦の振興に努めることが求められ、生産者は国内産小麦の収穫量や品質を安定させながら生産性向上に努めることが求められる。



提言 2 : 外国産小麦の安定的な輸入

◇ 外国産小麦の安定的な輸入と価格安定化のために、引き続き「国家貿易」の維持を求めていく。

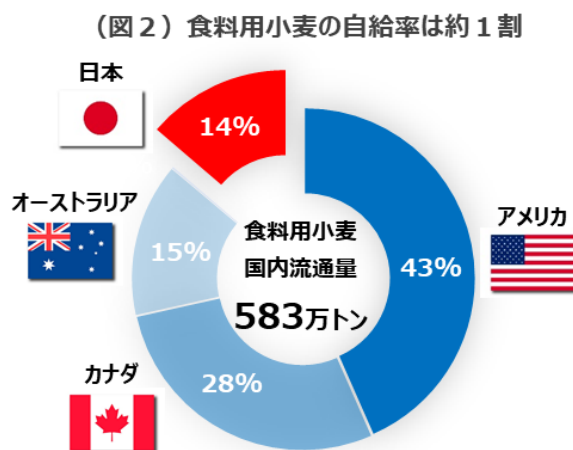
情勢・問題認識等

国内産小麦の生産努力目標が掲げられているが、需要量の約 8～9 割を輸入に依存する構図は大きく変わらず、外国産小麦の安定的な輸入は今後も重要である。

外国産小麦は、一部の例外を除いて「国家貿易」(「一般輸入」および「SBS 方式」)により輸入されている。TPP11、日 EU 経済連携協定、日米貿易協定の発効に伴い、「SBS 方式」の国別枠が新設され、輸入小麦の調達幅が広がってきた。

しかし、「一般輸入」は輸入相手国と数量・品質等を安定的に確保することを保障する仕組みであり、日々変動する国際相場の波を半年ごとの価格改定によってならず(価格の激変を一定期間緩和し、かつ凸凹を平らにする)機能も備えていることから、製粉業界にとって重要な貿易形態であることに変わりはない。

過去には世界各地の異常気象による小麦の不作、相場の乱高下が発生し、ロシア等による国家レベルの穀物禁輸措置など不測の事態も起こっている。民間による小麦輸入となると、主要輸出国からの安定供給の確保が困難になることも懸念される。



資料：農林水産省調べ (流通量は2014～2018年度の平均)

提言 3 : 食糧麦備蓄対策事業の安定的な運用

- ◇ 製粉会社が国に代わって食料安全保障の一端を担っていくために、引き続き食料麦備蓄対策事業の安定的な運用(1.8ヵ月分の保管料助成の継続)を求めていく。

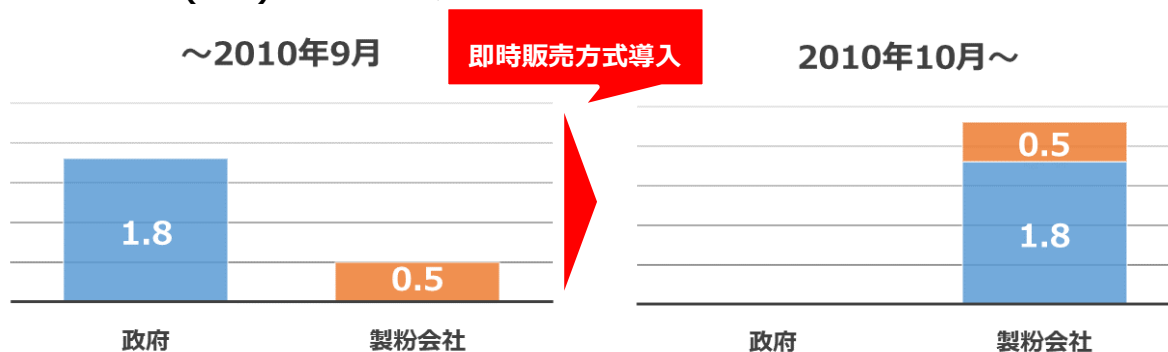
情勢・問題認識等

「国家貿易」で輸入される小麦(主要 5 銘柄)について、従来は政府が商社に委託して輸入し、1.8ヵ月程度備蓄した後、製粉会社に販売していた。

しかし、2010年10月から「即時販売方式」が導入され、輸入した小麦を直ちに製粉会社等に販売することとなり、備蓄は製粉会社が行うこととなった。

これに併せて政府は、従来製粉会社が日常の操業のために保有していた 0.5ヵ月分の在庫と、政府が備蓄していた 1.8ヵ月分の在庫を合わせた 2.3ヵ月分の在庫保有を条件に、1.8ヵ月分の保管料助成を行うこととなった。製粉会社が備蓄していくうえで、この保管料助成は今後も必要不可欠である。

(図 3)現在は製粉会社が 2.3ヵ月分の小麦在庫を保有している



提言4：国境措置の整合性の確保(原料マークアップの引き下げ)

- ◇ 国際競争力のある適正な価格の実現に向けて、「国境措置の整合性の確保」の観点から、輸入小麦のマークアップの着実な引き下げを求めていく。
- ◇ また、海外からの小麦粉二次加工製品の輸入状況を確認し、想定以上に国境措置が低下している場合には、原料小麦のマークアップの更なる引き下げを求めていく。

情勢・問題認識等

輸入小麦の政府売渡価格は①買付価格、②港湾諸経費、③マークアップで構成されており、製粉会社はマークアップの分だけ国際価格よりも割高で買い受けている。国際貿易協定の発効により、原料小麦の輸入については国家貿易が維持される一方で、小麦粉二次加工製品の一部(マカロニ・スパゲティ、ビスケット等)については、段階的に輸入関税が削減または撤廃されることとなった。対策が何も講じられなければ、国際競争上不利となるため、「国境措置の整合性の確保」の観点から、輸入小麦のマークアップの引き下げ等が決定している。今後も海外製品の輸入状況を確認し、想定以上に国境措置が低下していないか注視する必要がある。

TPP11(2018年12月発効)

- カナダ産、オーストラリア産小麦のマークアップを2026年度までに45%引き下げ

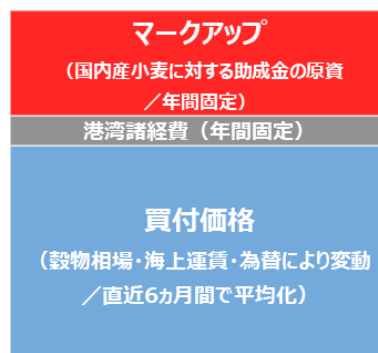
日EU経済連携協定(2019年2月発効)

- パスタ原料(カナダ産 DRM)のマークアップの実質的撤廃

日米貿易協定(2020年1月発効)



- アメリカ産主要3銘柄(DNS、HRW、WW)のマークアップを2026年度までに45%引き下げ
- アメリカ産その他銘柄のマークアップを50%引き下げ

(図4) 輸入小麦の政府売渡価格の構成



(図5)「国境措置の整合性の確保」とは？

～製品の輸入関税の削減・撤廃に合わせて、原料のマークアップも削減・撤廃～

| 小麦粉 二次加工品 | 海外製品 | | | (日本製品の) 主な原料 |
|---|--|-----------------------------------|--|---|
| | TPP11 (2018年12月発効) | 日EU経済連携協定 (2019年2月発効) | 日米貿易協定 (2020年1月発効) | |
| マカロニ・スパゲティ  | 30円/kgの輸入関税 ➔2026年度までに 60%削減 | 30円/kgの輸入関税 ➔2028年度までに 撤廃 | 30円/kgの輸入関税 ➔2026年度までに 60%削減 | 日EU経済連携協定 発効に伴い カナダ産DRM (デュラム) マークアップを 実質的撤廃 |
| ビスケット  | 13～15%の輸入関税 ➔2023年度までに 撤廃 ※スイートビスケットを 除く | 13～20.4%の輸入関税 ➔2023年度までに 撤廃 | 13～15%の輸入関税 ➔2023年度までに 撤廃 ※スイートビスケットを 除く | 日米貿易協定 発効に伴い アメリカ産WW (ウェスタン・ホワイト) マークアップを2026年 度までに45%削減 |

提言 5：遺伝子組み換え小麦やゲノム編集小麦への対応

- ◇ 遺伝子組み換え(GM)小麦やゲノム編集小麦は、現時点で商業化されていないものの、仮に世界各国で栽培・消費が承認されることとなった場合、輸出国において GM 小麦と NON-GM 小麦がきっちりと分別されることを求めていく。
- ◇ そのうえで、安全・安心の観点から、科学的知見に基づいた安全性審査の徹底、身体や環境への影響に関する研究の推進、表示制度等の各種ルールの整備、生産者・食品関連事業者・消費者に対する適切なリスクコミュニケーション等を求めていく。

情勢・問題認識等

GM やゲノム編集について、生産者からは効率的な生産、収穫量の安定等が期待される一方、消費者からは安全性や環境への影響等に対する懸念が示されている。

2021 年 4 月現在、日本および日本の主な輸入相手国では GM 小麦やゲノム編集小麦の栽培、消費は承認されていないが、2020 年 10 月にアルゼンチン農牧省が GM 小麦の栽培と消費を世界で初めて承認した。当該 GM 小麦にはヒマワリ由来の遺伝子が組み込まれており、干ばつ時の平均収量が既存品種に比べて約 20%増収になると発表されている。同国の最大の輸出相手国であるブラジルが GM 小麦の輸入を承認するまで、アルゼンチンは GM 小麦の種子を普及しない方針としている。

これを受けて、ブラジルの小麦業界団体はアルゼンチンに対し、GM 小麦の商業栽培を見合わせるように反対声明を出している。

日本はこれまでアルゼンチン産小麦を輸入したことがなく、現時点で輸入する見通しもないが、GM 小麦やゲノム編集小麦を取り巻く世界の動向を注視していく必要がある。

(図 6) GM 小麦・ゲノム編集小麦を取り巻く世界の動向



8. パン部会

消費期限が短く毎日納品する日配品を扱うので商品の製造から販売までの時間が短い。そのため、流通会社へ卸す工場製造のパンに関しては 2 日前や前日に受注を受ける等受注のリードタイムが短くなっており、そのために製造体制の確保等働き方の部分や食品ロスに関して問題を抱えている。また工場の製造部門だけでなく営業部門・事務部門・物流部門・リテイル関連など職種が多岐に渡り、全体の仕事としてはパート・有期雇用労働者および外国人技能実習生などを多く抱え、彼らに仕事の多くの部分を頼っている。そのことが一般社員の働き方にも大きな影響を与えている。

提言 1：受発注リードタイムの適正化推進

- ◇ 「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」に則り、受注から納品のリードタイムの適正化を図ることを求めていく。

情勢・問題認識等

現状、パン製造業では小売業に納品する 2 日前に受注するというリードタイムが多いが、取引先によっては納品の前日に受注する場合もある。その場合は予測に基づく見込み製造となり、結果としてパン製造業は食品製造業の中でも食品ロスを多く出している業界となっている。そういった状況の中で 2021 年 3 月に「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」が制定された。このガイドラインを根拠に業界としてのルール作りを行っていく必要がある。

提言 2：共同配送での諸課題の解決の支援

- ◇ 共同配送の拡大が進む状況の中で、それをスムーズに負担少なく進めていくための課題について関係者間(他部会の食品物流も含む)で検討する場を設定するなど、取り組みが具体的に進展するような実効性のある支援策を求めていく。

情勢・問題認識等

近年の物流費の高騰など個別配送では経費がかかりすぎる場所へもまとめて持っていけるというメーカー側のメリットだけでなく、納品タイミングがほぼ同じになり陳列時間が想定しやすくなるという小売側のメリットもあり、今後も共同配送は広がっていく可能性が高い。その中で生まれる諸課題を解決していく必要がある。例えばパン箱サイズの相違に関して共通のフォーマットを作っていくことや、他業界では重量による運賃設定が標準だが取扱商品の比重の軽いパン業界ならではの運賃設定基準の作成等である。

提言 3 : リテイル(小売)に関する共通課題確認とルール作り

- ◇ 事業構造自体に起因する課題や母体との関係による課題(店休日や営業時間の設定が母体に完全に依存すること)を背景として、働き方に関わる諸問題が発生していることを踏まえ、その解決に向けて、現場の実態を把握し、対策を検討・講じることを求めていく。

情勢・問題認識等

パン業界でのリテイル(小売)は、少量多品種製造であったり、消費期限の短い商品を閉店まである程度店頭においておくために最終的な廃棄量が多かったりと構造として利益が出にくい状態にある。その中で人件費がかげにくいこともあり従業員はパート・有期雇用労働者が中心で、店によっては所属メンバーが不安定になりやすい。また駅や百貨店・GMS の中の立地の店舗が多く、店主体で自由に店休日を設置出来なかったり、営業時間設定にも条件がつけられていたりして、そこに所属する人の働き方にも影響を与えている。業界全体としてリテイル部門連絡会等の活動を通じて個別の問題点を明確にして改善していく必要がある。

提言 4 : 外国人技能実習生について

- ◇ 多くの外国人技能実習生を受け入れているパン業界ではあるが、彼らの処遇に関しては管理団体と会社間での取り決め次第という不安定な状況である。労働者である彼ら自身の意見を取りまとめ、取り入れる必要があるため、組織化を可能にする制度創設や制度化するにあたって彼らの意見を取り入れる場を作ることを求めていく。

情勢・問題認識等

外国人技能実習制度はパン業界においては人手不足に対する対応の面が大きく、各社はそれにより人手不足に対する根本的な問題解決や技能の継承等の問題解決を先送りしている。2015年から開始された外国人技能実習制度は2019年に特定技能が整備され、労働力集積型の工場であるホールセールのパン工場でも人手不足に対する補足の面を持ちながら多くの実習生を受け入れている。各社手探りの時期は過ぎたが、彼らは基本的に時限的な労働力であり、政府の政策次第で労働条件等も変わりうる不安定な存在である。一方で彼らに安定した労働力として働いてもらえるよう国に働きかけながら、他方で彼らに頼りすぎず、技能の継承の可能な業界にしていく必要がある。

9. 菓子部会

TPP や EPA といった経済連携協定が締結・発効され、海外製品や原材料の輸入が増加することが懸念されることや、人口減少による国内需要の中長期的な縮小が見込まれているなか、日本国内の菓子業界において、これらに対応するための施策が必要である。

このような状況下で日本の菓子業界が成長していくための共通課題のひとつが輸出の拡大であり、取り組む必要性があると考えます。

また国際労働機関（ILO）と国連児童基金（UNICEF）が発表した、報告書「児童労働：2020年の世界推計～傾向と今後の課題～」によると、世界の児童労働者数は4年前の前回調査時から約800万人増加の1億6000万人と、2000年に推計の発表が始まって以来、およそ20年に渡って減少していた児童労働が増加に転じている。SDGs や菓子の原材料の安定確保 の観点からも、児童労働撲滅に向けた支援に取り組む必要性があると考えます。

提言 1：輸出の拡大促進

（輸出拡大実行戦略の確実な実行と状況に応じた対応）

- ◇ 現在、日本国内で認可されている食品添加物が輸出先で認可されていない状況が散見されるため、国際標準化する等の対応により、輸出拡大につなげることを求める。
- ◇ 福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制については、段階的に規制撤廃や緩和がされてきているが、輸出拡大を促す観点からも必要に応じて継続的に働きかけを行っていく必要があり、現在も継続して輸出制限がかかる海外諸国に対し、期限の緩和・解除を求める。

情勢・問題認識等

日本の農林水産物・食品等の輸出割合は他国と比較しても低い状況下において、拡大する海外市場に日本の製品を広く浸透させ、産業の発展を目指すために「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が策定された。

海外市場で求められるスペック(量、価格、品質、規格)の産品を専門的・継続的に生産、販売する体制の整備が不可欠と考えられ、三つの基本的考えに従って政策を立案・実行するとしている。その中の一つである「日本の強みを最大限に生かす品目別の具体的目標を設定」の項目にて、輸出重点品目(27品目)のうちの1つとして「菓子」が選定されていることを踏まえ、本戦略に基づいた菓子の輸出拡大を図るため、特に菓子類の輸出の障壁となっている上記2項目について求めていく必要がある。

提言 2 : 児童労働撲滅に向けた支援

- ◇ 海外の菓子原材料を生産する一部のプランテーションで児童労働等の人権・労働問題が見られることから、企業の責務として原料供給国の事情状況把握に努めていくものの、国としても業界と連携して、状況把握や必要な支援を求める。

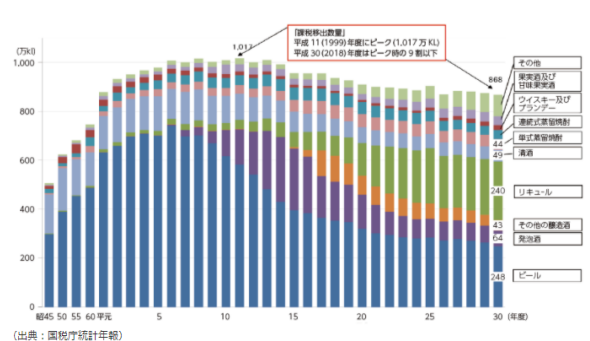
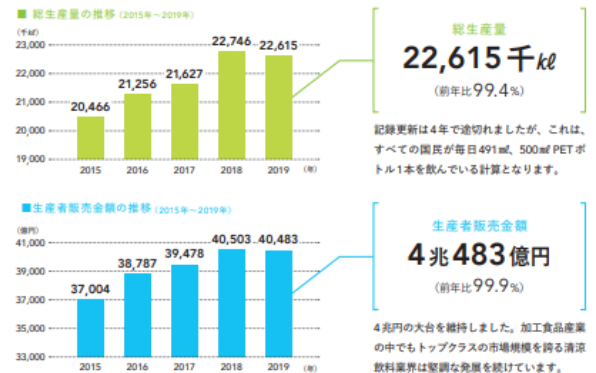
情勢・問題認識等

世界の児童労働の約 70%は農林水産業で行われており、その中の顕著な例の一部としてカカオ・コーヒー・ガム・砂糖などが挙げられている。国内の菓子製造業とは切っても切り離せない原料が、児童労働を伴って生産されている可能性があり、児童労働撲滅に向けて 取り組む必要性がある。

10. 飲料ビール部会

清涼飲料業界は2019年に5年ぶりに前年を下回ったものの、総生産量は年間で22,615千kl(前年比99.4%)であり、すべての国民が1日に500mlPETボトルの飲料を1本飲んでいる計算になるなど、依然として加工食品産業のなかでもトップクラスの市場規模を誇っている。また、全販売チャネルの約2割を占める自動販売機が消費者の利便性向上を支えているなどの特徴もある。その反面、生産活動に伴う環境負荷の低減活動や、持続可能な社会の実現に向け、とりわけPETボトルの資源循環について世論からも注目されている。

国内酒類市場は、1999年の1,017万kl(国内出荷数量)をピークに減少傾向にあるなかで、各酒類の構成比率を見ると、ビールから新ジャンル飲料や缶チューハイ(RTD)へ消費が移行するなど多様化している。そのなかで、歴史、文化の形成にも寄与してきた酒類業の振興を業界全体で目指す一方で、致酔性や習慣性など配慮を要する物品であることから社会的要請も高まっている。2016年から2026年にかけての酒税改正により、ビール系飲料の段階的税率変更による一本化、缶チューハイの引き上げが進められている。

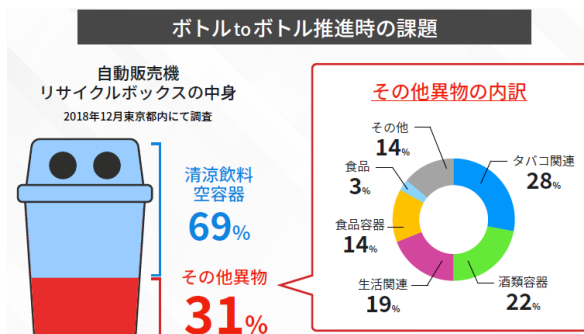


提言1：PETボトル資源のボトル to ボトル水平リサイクル推進

- ◇ PETボトルは清涼飲料の容器別シェア75%が示すとおり、その利便性から生活に欠かせない素材であるという認識のもと、プラスチック廃棄物の削減を進めていくなかで、飲み終わったPETボトルは資源であり正しく回収しボトル to ボトル水平リサイクルを推進することが持続可能な社会にとって必要であるといった理解を促進することを求めていく。
- ◇ 飲料容器の更なるリサイクル促進のための法整備や屋外リサイクルボックスなどの課題の解決を図ることについて業界団体との連携や要請行動などの具体的な政策提案を行う。

情勢・問題認識等

2019年に関係省庁により策定された「プラスチック資源循環戦略」では基本原則「3R+Renewable」に則った戦略的展開を通じて、世界の資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、気候変動等の課題解決に取り組み、「2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用」することが示されている。この戦略も踏まえて、PETボトルリサイクル推進協議会では2030年までに「PETボトルの100%有効利用」を、全国清涼飲料連合会では2030年に「ボトル to ボトル比率50%」の実現を目指している。



提言 2 : 社会インフラとしての自動販売機オペレーションの課題解決に向けて

- ◇ 自動販売機オペレーションでは物流課題に関連した労働環境に課題を抱えており、現場課題の解決策として労働環境の健全化、適正人員の確保や人材の定着などへの支援を求めていく。
- ◇ とりわけ、リサイクルボックスに混入する一般ごみの回収に付随する心身の負荷低減や、自動販売機設置取引に関する公平性確保を求めていく。

情勢・問題認識等

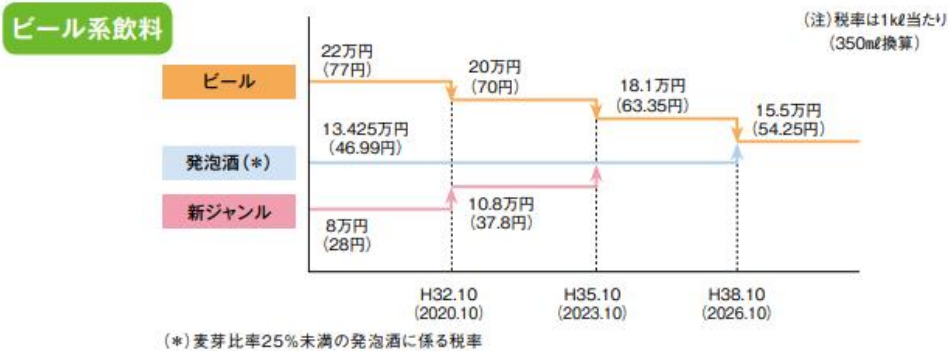
飲料自動販売機は全国で約 240 万台設置されており、いつでも、どこでも消費者に飲料を提供できる、なくてはならない社会インフラとして成熟している。日本自動販売協会では、複数個所への商品運搬に伴う長時間移動や、商品補充による重労働、併設しているリサイクルボックスの中身回収など、肉体的にも精神的にも負荷が高いオペレーターの労働環境や、自動販売機設置と直接関わりのない付随サービスが乱立するなどの商慣習の改善に業界全体で取り組んでいる。

提言 3 : 酒類二重課税・酒税に関する取り組み

- ◇ 酒類二重課税について解消に向けた検討を行う。
※同様の二重課税が生じている製品を扱う他部会や他産別と連携していく。
- ◇ 2016 年から進められている段階的な酒税法改正のなかで、2023 年の税率変更による影響を確認し、2026 年の改定に向けて必要な施策を講じることを求めていく。

情勢・問題認識等

1953 年以降に「贅沢な嗜好品であるから税負担を強いる」といった考え方のもと導入されたと推測される酒税について、消費税が併課されている現在でもその考え方が適応されるべきか、その他の物品と比べてもアンバランスな二重課税について整理をする必要がある。特に、ビールは、国内その他の酒類、諸外国との比較においても、高率・高額な酒税が課されており、それが一因となり需要の減退が起きているとも考えられる。



提言 4 : 適正飲酒の啓発・行き過ぎたアルコール規制への対応

- ◇ アルコールそのものは有害ではないという考えのもと、適正飲酒の啓発に対する支援等を求めている。
- ◇ 酒類各社の主体的な規制・取り組みを超えた過度な規制(宣伝広告・表示・販売等に関する)が行われないよう注視しつつ、組合の立場からの取り組みを推進する。

情勢・問題認識等

節度ある適正な飲酒は健康にとって有用であるとする一方で、酒類の過剰な摂取による健康被害や有害な飲酒を原因とする社会的な事件・事故の発生を受けて、法律の規制等のほか、ビール酒造組合や他の酒類業組合も適正飲酒の推進などの活動を行っている。

そのなかで、2010年のWHO(世界保健機関)による「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」に基づき、世界的な規模で酒類マーケティング活動、販売に関するアルコール関連問題への取り組み強化が求められている。日本においても2014年に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、同法に基づく審議会や、行政機関が設定されるなど、今後、法の下での強い規制が導入される懸念がある。

適正飲酒の10か条

「適正飲酒の10か条」は正しいお酒の飲み方をわかりやすく簡潔に10か条にまとめたものです。

1. 談笑し 楽しく飲むのが基本です
2. 食べながら 適量範囲でゆっくりと
3. 強い酒 薄めて飲むのがオススメです
4. つくろうよ 週に二日は休肝日
5. やめようよ きりなく長い飲み続け
6. 許さない 他人への無理強い・イッキ飲み
7. アルコール 薬と一緒に危険です
8. 飲まないで 妊娠中と授乳期は
9. 飲酒後の運動・入浴 要注意
10. 肝臓など 定期検査を忘れずに



公益社団法人 アルコール健康医学協会ホームページより

提言 5 : 酒類業務用営業の働き方の見直し

- ◇ 飲食を伴う事業場外営業活動の労働時間としての取り扱いのあるべき姿を検討する。
- ◇ あるべき姿に対する酒類メーカー間の認識合わせ、業種を超えたメーカー・業務用酒販店・飲食店と一体となったあるべき働き方の実現に向けた取り組みを推進する。

情勢・問題認識等

消費者に酒類提供を行う飲食店のいわゆる業務用市場においては、飲食店の各店舗の営業時間が夜間であることから酒類各社の事業場外営業活動が深夜に及ぶことが少なくない。今後の飲食店における豊かな酒文化の醸成や労働者の健康維持のためにも健全な働き方の実現を推進する取り組みが必要である。

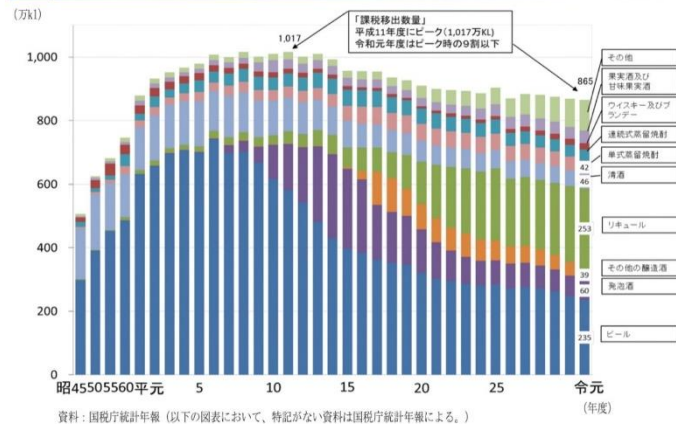
11. 酒類部会

酒類産業は酒類製品における種別の定義や製法が規制の中にあると同時に、製品原価に大きなウエイトを占める酒税が組み込まれているなど、産業自体が酒税法という厳格な法的枠組みの中に存在している。

酒類産業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、健康志向の高まりによる飲酒人口の減少により、国内市場は全体として中長期的に縮小してきている。そのような中、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化に向けた商品の差別化や高付加価値化、地域連携や海外展開等に積極的に取り組み、需要拡大につなげている事業者も少なくない。

今後は、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった環境の変化とともに、20歳未満の飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に対する取り組みも必要となってくる。こういった状況の中で、私たち酒類産業の社会性の維持・向上を目指すべきだと考え、不適切な飲酒を誘引することなく、適正な価格での販売、酒類製造業における次世代の担い手の確保につなげる事を政策提言の前提とする。

図3 酒類課税移出数量の推移



提言1：二重課税の見直し

- ◇ 二重課税は消費者への過度な負担となる。また、税負担の増加を価格に容易に転嫁できない市場環境からしても放置できない問題であり見直しを求めていく。

情勢・問題認識等

1871年に酒税法の前身法が制定されて以降、今日に至るまで、酒類製品には酒税が課せられている。1989年に消費税が導入されてからは、「酒税・消費税」の二重課税（酒税が含まれる商品を購入するときに価格全体から消費税が算出される間接税の二重取り）となっている。

2019年10月からは、消費税が10%に引き上げられ、二重課税に伴う税負担がより高くなっている。消費税増税の際に食品には軽減税率が適用されたが、酒類は対象から外される等、酒類への課税は不公平である。

提言 2 : 安定した品質と価格の原材料の確保

- ◇ 酒類産業の発展に不可欠な国内生産品の品質向上に向け、安定した品質の原材料の確保と生産の維持を図る必要がある。また、気候変動や需給状況により価格が変動しやすい清酒製造原料米については、2020 年頃から顕著となった国際的な農産物原料の価格高騰を背景に国内産米が（政府による奨励策をもって）飼料用に供給され、清酒製造原料米の確保に支障を来しているなどの問題も発生している。特に日本酒は近年で海外への輸出が増加傾向であり、輸出促進には安定的な清酒製造原料米が不可欠であることを含め、酒類製造業を持続可能な産業とするため、酒類製造用原材料の調達および価格の安定化に資する対策を検討し、その実行を求める。

情勢・問題認識等

清酒に使用される酒造好適米は政府の農業政策により価格が大きく変動する。生産農家を守るためという点から考えても日本酒の再興はその一翼を担えるものだと考えている。また、米以外の穀物原料および果汁等は海外から調達する場合も多く国際的な需給状況、生産国の気候変動等で価格が大きく変動することを踏まえると、穀物貿易の安定化に向けた施策の拡充が必要である。とりわけエタノール（粗留アルコール）については、そのほとんどを輸入に依存しており、パキスタンがエタノール原料となるサトウキビから綿への生産転換を図るなど、需給状況は各国の農業政策に左右される側面がある。また、エタノールの燃料用途（バイオ燃料）への利用が国際的に高まるなど、近年はエタノールの価格が原油価格と連動する傾向が強まっている。さらには、エタノールを工業用に使用するニーズも増加しており、需要の増加とともに、価格が大きく上昇する傾向も見受けられる。

提言 3 : 海外市場への対応

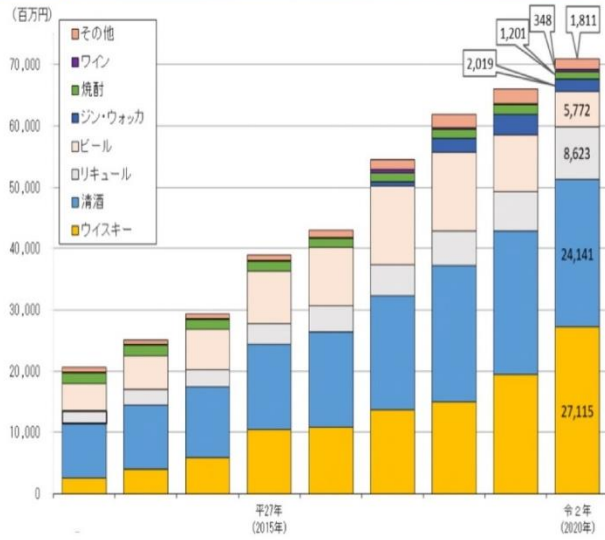
- ◇ 国内市場が全体として中長期的に縮小してきている現状を踏まえ、国税庁は伸びしろが大きい海外市場への取り組みを中心とした輸出振興策の強化に取り組んでいる。私たち酒類業界は各振興策の内容を把握・共有した上で、さらなる輸出促進を求める。
- ◇ 輸出拡大を見据えた施策である、「輸出用清酒製造免許」の新設に関し、輸出拡大にどの程度寄与したかを定量的に振り返り、そのうえで適宜必要な施策を講じることを求める。

情勢・問題認識等

酒類の国内需要が長期的に減少傾向にあるため、これまでの取り組みを継続するだけでは今後の需要の回復・拡大が見込めない状況であるが、近年、異業種やスタートアップ等による新規参入や、清酒の出荷額の単価上昇（高付加価値化）の動きもある。

海外市場は全世界で 100 兆円を超える規模があるとされている。他方で、日本産酒類の輸出額は近年大きく伸長を続けているものの、依然として世界の酒類市場の 0.1%にも満たない規模にとどまっているため、日本産酒類の認知度向上及び販路拡大等を通じた海外市場の一層の開拓は、酒類産業の更なる発展のために必要不可欠な取り組みである。

図10 最近の日本産酒類の輸出動向



○品目別輸出金額
(単位:百万円、%)

| 品目 | 令2年 | 対前年増減率 |
|---------|--------|--------|
| ウイスキー | 27,115 | +39.4% |
| 清酒 | 24,141 | +3.1% |
| リキュール | 8,623 | +33.9% |
| ビール | 5,772 | ▲37.0% |
| ジン・ウォッカ | 2,019 | ▲40.7% |
| 焼酎 | 1,201 | ▲23.0% |
| ワイン | 348 | +99.8% |
| その他 | 1,811 | ▲26.9% |
| 合計 | 71,030 | +7.5% |

○輸出金額上位10か国・地域
(単位:百万円、%)

| 国・地域 | 令2年 | 対前年増減率 |
|---------|--------|---------|
| 中華人民共和国 | 17,292 | +70.9% |
| アメリカ合衆国 | 13,840 | ▲11.6% |
| 香港 | 9,975 | +59.5% |
| 台湾 | 6,541 | +5.5% |
| シンガポール | 3,829 | +11.2% |
| フランス | 3,185 | ▲7.4% |
| オランダ | 3,062 | ▲15.1% |
| オーストラリア | 2,617 | +14.2% |
| 大韓民国 | 1,919 | ▲68.8% |
| ロシア | 1,282 | +237.5% |
| (参考)EU | 7,247 | ▲20.9% |

資料:財務省貿易統計

12. たばこ関連部会

国内たばこ事業をとりまく環境は大変厳しく、少子高齢化などの構造的要因に加え、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした受動喫煙防止対策を強化する健康増進法の一部改正や地方自治体による条例化が展開されるなど、多くの課題に直面しており、さらなるたばこ税増税や喫煙規制が強化されれば、販売数量の減少が加速し雇用への影響も生じるものと強く懸念を抱いている。

全国約 2,000 万人の喫煙者やたばこ販売店・葉たばこ耕作者などを含めた、たばこ関連産業で働く者の雇用や生活等も考慮すれば、一方的で行き過ぎた喫煙規制や、あたかも「たばこ」全面排除的な対応ではなく、『たばこを吸う人と吸わない人が共存できる社会の実現』にむけたとりくみを進めることが重要である。

提言 1 : たばこを吸う人と吸わない人が協調して共存できる社会の実現

- ◇ たばこ産業に集う労働者の雇用維持の観点から、過度な喫煙規制にならぬよう、エビデンスに基づいたバランスの取れた法制度となるように求めていく。とりわけ、「受動喫煙防止への取り組み」、および「喫煙場所の確保等」について具体的対応を求める。

情勢・問題認識等

「健康と喫煙問題」を考えた場合、今までのたばこを吸う人の権利の主張だけではなく、たばこを吸わない人に対してたばこの正しい知識への理解を得ることが必要であると考え(受動喫煙防止への取り組み)。改正健康増進法(2020年4月1日)が全面施行となり、また、地方自治体におけるたばこ規制強化の上乗せ条例等により、環境は厳しさを増している。今回の法などの主旨はあくまで望まない受動喫煙防止が目的であること(禁煙法ではない)を踏まえ、単にたばこに対する規制強化のための一方的な政策ではなく①財政収入の安定的確保 ②たばこ産業の健全な発展 ③健康問題等、すべてにバランスのとれた合理的な検討がされるよう、慎重な対応を求めていくとともに、たばこ業界、とりわけ TIOJ(日本たばこ協会)の進める業界の社会的役割の実行とともに、実態に応じた適切な「分煙」に対する理解を得られるよう努めていく必要がある。

そのため、一方的で行き過ぎた喫煙規制強化や全面排除的な対応ではなく、喫煙場所の確保等、たばこを吸う人と吸わない人が協調して共存できる社会の実現に向けた取り組みを進めることが重要である。

提言 2 : たばこ税と消費税の二重課税の解消

- ◇ たばこ税と消費税の二重課税を解消し、国民にとって公平・公正な税負担とすべきである。

情勢・問題認識等

二重課税については、世界においても様々な議論が行われていることも踏まえ、特定の商品にのみ税負担を強いるのではなく「国民の税負担の公平・公正の原則」の視点にたった対応が図られるべきである。

13. 流通食品部会

流通食品部会は、製造・販売(卸)・物流と様々な業種で構成されており、特定の業種の政策を確立することが難しい側面がある一方で、生産者から生活者までの流通を最適につなぐという使命のもと、サプライチェーン全体でこそ取り組むべき諸課題について、組織として取り組むことができる体制にあるとも捉えられる。流通食品部会に所属する単組からの課題の声を軸としつつも、サプライチェーンを意識した政策を確立し、その実現に向けた取り組みを進めていくことも、私たちに求められている。

とりわけ、流通・物流関係企業においては、大規模災害時に備えた流通体系の構築や、EC ビジネス等による対応の多様化などから、事業所やセンターの統廃合を進め、効率改善を目指す動きも増えており、雇用や労働条件への影響について注視が必要な状況にある。加えて、負担コストについて一定の価格転嫁はあるものの、人件費や設備費などのコスト拡大や荷主からの値下げ圧力等により収支面では厳しい状況も継続しており、小売業・外食産業から要請を受ける納入条件についても、多頻度小口配送の増加など物流サービスの更なる向上は依然として求められている。そのため、物流従事者の負担や時間外労働時間の適正な管理が、引き続き必要となっている。

提言 1 : 「食の安全・安心」の確保に向けたサプライチェーン全体の取り組み強化

- ◇ 食品の生産から消費者に届く全ての段階において、「食の安全・安心」が確保されるよう、関連法制の周知や理解促進に向けた取り組みの強化・徹底を求める。

情勢・問題認識等

昨今では、食品事故、偽装問題など食の安全・安心への消費者の関心はますます高まっており、製造部門のみならず、物流部門においても品質管理の強化として物流センター内や運転手の品質管理教育など、サプライチェーン全体での品質管理体制の徹底が求められている。

提言 2 : 押しつけ販売の撲滅に向けた取り組みの強化

- ◇ 「大規模小売業告示」をはじめとする関係法令等の浸透・徹底を行うとともに、特に本人が望まない押しつけ販売の撲滅に向けた取り組みの強化を求めていく。

情勢・問題認識等

流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針は、押し付け販売に具体例を挙げて、適法性判断の指針を示している。一方で、一部企業間における取引慣行の中に、依然として押しつけ販売が存在しており、引き続き注視すると共に、撲滅に向けた政策支援が必要である。

提言 3：自動車運転業務に関する労働基準法改正に伴う支援

- ◇ 時間外労働時間の上限規制に向けた取り組み支援の強化を求めていく。

情勢・問題認識等

労働安全衛生法の改正により、2019年4月1日から労働時間の適正な把握が企業に求められており、2024年4月1日以降では自動車運転業務者についても、時間外労働時間の上限規制を設ける指針が厚生労働省から発表された。時間外労働時間の適正な管理に向け、現場の実態に基づいた、必要に応じた支援が必要である。

提言 4：国産原料の使用促進のための国内農家への取り組み支援

- ◇ 輸入原料に依存せず、国産原料使用率を向上させるため、「有機栽培」の促進など国内農業の活性化・差別化に向けた支援を強化することを求める。

情勢・問題認識等

国内の食品製造業の多くは、その原材料を海外からの輸入に依存している。国産の農作物(原料)は、消費者から、「食の安心・安全が確保されている」、および「高品質である」との認知もあり、一定の差別化が図られているものの、主にコストの面で輸入原料が選択され、結果として、食料自給率が改善していかない要因の一つともなっている。

さらには、環境問題や地球温暖化が謳われる中、CO₂の総排出量の観点からも、輸入原料より国産原料を促進する必要があると考えている。

食品製造業の立場から、原料として農産物を見た場合のニーズを把握し、的確な付加価値を設定したうえで、輸入原料との差別化を図るための更なる取り組み支援が必要である。

フード連合 社会・産業政策

発行 日本食品関連産業労働組合総連合会(フード連合)

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-30 専売ビル 4階

TEL : 03-6435-2882 FAX : 03-6435-2888

フード連合 HP : <https://jfu.or.jp/>

発行日 2024年9月

